

平成18年第2回朝日町議会定例会会議録(第3号)

平成18年6月23日(金曜日)午前10時00分開議

議事日程(第3号)

第1 一般質問

第2 議案第31号から議案第43号まで

(委員会付託)

第3 請願・陳情

(委員会付託)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第31号から議案第43号まで

(委員会付託)

日程第3 請願・陳情

(委員会付託)

出席議員(16人)

1番 脇 四計夫 君

9番 河内正美君

2番 長崎智子君

10番 梅澤益美君

3番 水野仁士君

11番 中陣將夫君

4番 蓬澤博君

12番 松倉彰夫君

5番 脇山勝昭君

13番 吉江守熙君

6番 大森憲平君

14番 廣田 誼君

7番 河内邦洋君

15番 稲村 功君

8番 水島一友君

16番 松下宏一君

欠席議員(0人)

説明のため出席した者

町	長	魚津龍一君		
助	役	追分悠紀夫君		
教	育	長	永口義時君	
総務	政策	課長	吉田進君	
税務	財政	課長	竹内寿実君	
出納	室	長	澤田雅文君	
町民	ふくし	課長	林和夫君	
まちづくり	振興	課長	永口明弘君	
産業	建設	課長	朝倉茂君	
教育	委員会	事務局	長	稲荷優君
あさひ	総合	病院		
事務	部	長	九里正憲君	
消防	本部	総務	課長	善万敏雄君

職務のため出席した事務局職員

事務	局	長	稲荷進
議事	係	長	竹谷俊範

(午前10時00分)

開会の宣告

議長(梅澤益美君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は16人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程の報告

議長(梅澤益美君) 本日の日程は、町政に対する一般質問並びに上程案件の委員会付託、請願・陳情の上程であります。

町政一般に対する質問

議長(梅澤益美君) これより町政に対する一般質問を行います。

質問はお手元に配付いたしております文書表の順で行います。

なお、ご承知のことではありますが、最初の質問及び答弁は登壇して行い、再質問及び再質問に対する答弁は自席でお願いいたします。

最初に、大森憲平君。

〔6番大森憲平君登壇〕

6番(大森憲平君) 6番の大森憲平です。平成18年第2回朝日町議会定例会におきまして、議長のお許しを得まして、さきに通告してあります3件について質問させていただきます。

質問に入る前に、魚津町長におかれましては、このほど町長選挙当選おめでとうございます。心よりお喜び申し上げます。町長にはこれから町政の運営に当たり大変なことがたくさんあると思いますが、朝日町のかじ取り役として町民のための行政を行っていただきますようお願いいたします。質問に入らせていただきます。

1件目の病院問題について伺いいたします。

この件名については、昨日の代表質問にもありましたが、内容が少し違いますので、もしダブるところがありましたら、よろしくお願いたします。

新しく生まれ変わったあさひ総合病院も何とか軌道に乗ってきていると思いますが、まだ改革や改善をすべきところがたくさんあるのではないのでしょうか。

そこで、質問させていただきます。

要旨(1)の回復期リハビリ棟についてですが、この病棟の回復期リハビリを行われてか

らまだ日もあまりたっていないと思います。どのような状況なのか、また利用度はどのくらいなのかお聞かせください。また、この病棟の担当医師はどうなっているのか。医師確保の状況などや、この病棟でリハビリを受けて、退院時の回復状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

要旨(2)の看護師の臨床研修制度の導入についてお伺いいたします。

この制度は、医師の臨床研修制度と同じと思いますが、よりよい看護師を目指し、高度な技術と経験を積んで質のいい看護師を養成する制度だと思いますし、この制度で看護師の不足や質の向上に役立つとも言われていますが、あさひ総合病院でも導入を考えられないか。また、この制度を導入しておられる公立病院は全国でどのくらいあるのかお伺いいたします。

要旨(3)の新病院での問題点についてお伺いいたします。

昨年11月から新病院になってから8カ月くらいたって落ち着いてきたと思いますが、入院患者や通院患者の状況はどのようになっているのか。前年度同期の対比などもお伺いいたします。各地で今騒がれていますエレベータの安全性は大丈夫なのかお聞かせください。また、病院前の駐車場整備完成のときに、コミュニティーバスの乗り降り場所の設定をどのように考えておられるのか。また、今までの病院前の乗り降り場所のハウスがなくなっています。現在どこで乗り降りして、そのハウスがどこへ行ったのかわかれば聞かせてください。それから、入善町のコミュニティーバスが古黒部の公民館前まで運行されると聞いています。あさひ総合病院まで乗り入れができないのか。入善町と協議、検討されたことがあるのかお伺いいたします。コミュニティーバスの件は、まちづくり振興課と関連がありますのでよろしくお伺いいたします。

2件目の住民要望についてお伺いします。

要旨(1)の宮崎ヒスイ海岸についてです。

この海岸は、皆さんもご存じのとおり、「日本の渚・百選」に選ばれ、朝日町の自慢の1つです。全国に誇るこの海岸をもっときれいにして、海水浴客や観光客をお迎えしてもいいのですが、小川河口から笹川河口までの傾斜ブロック式の海岸のためか、きれいになっていますが、宮崎海岸から境海岸までの間は、打ち上げられたごみや流木、釣り人が残していかれたと思われるビニール袋などが散乱し、これが日本の渚・百選かと思います。

そこで、お伺いいたします。

宮崎海岸に流れ出ている古川の河口は毎年砂で流れがせきとめられ、においがしたりすることがあったと聞いていますが、外観はあまりよくないと思います。砂などの除去をどのよ

うに計画されておられるのかお聞きします。また、海岸への漂流物の回収などはだれが、どのようにして行われているのか。また、危険物のようなものはないのか。あった場合にはどのようにされているのかお伺いします。

住民要望の要旨(2)、パークゴルフ場建設についてです。

私は平成 17 年 6 月の代表質問にもこの質問をしましたが、再度質問させていただきます。

今、パークゴルフ人口は、ゲートボール人口よりも多くなったとも言われていますが、我が町でも多くの方々が黒部市や入善町へ行かれておると聞いています。

前回の答弁では、施設整備の箇所、費用などを前向きに検討していくとのことですが、その後どのように検討されたのかお伺いします。そして、パークゴルフの練習場として、サンリーナの隣にあると聞いていますが、雑草や芝生が伸びて練習もできないようになっていると聞いていますが、だれが管理しているのかお聞かせください。

3 件目の住民参加型の行政と職員定数についてお伺いします。

要旨(1)の公募による住民参加の行政についてですが、昨日の代表質問の中で、町長は、アメリカのジョン・F・ケネディが大統領就任のときに国民に話した言葉に例え、「今は町が自分に何をしてくれるかを問うべきときではない。自分が町に対して何ができるかを問わねばならないときである」と言われました。上から押さえた行政ではなく、住民が考えて行うものであると思いますが、朝日町におけるまちづくりも、町民と行政が一体となり、計画の段階から住民参加の姿を貫き、町民と行政、さらに企業がお互いに調和し、協力し合ってこそ理想のまちづくりが実現すると思いますが、魅力ある町にはおのずと人々が集まり、交流が活性化して活力が生まれるものだと思います。

そこで、お伺いしますが、多くの一般住民からの公募による町民参加型の事業などをすべきと思いますが、そのお考えをお聞かせください。また、県内外の市町村でこのような行政を行っているところがどれくらいあるのか。そして、メリット、デメリットなどわかればお聞かせください。

要旨(2)の職員定数の適正化についてですが、今、全国の都道府県や各市町村の自治体では、職員定数の是正が叫ばれています。富山県でも石井知事が知事に就任されたときに、一番に職員の見直しをし、大決断をされたのも記憶にまだ新しいことですが、我が朝日町でも議員定数も少なくし、公的な各種委員会の人数も減らしている。

現在、職員の定数をどのように考えておられるのかお伺いします。また、ほかの人数も同じくらいの町ではどのようにになっているのかお聞かせください。それから、適材適所、少数

精鋭で効率的な行政を行えば職員定数の是正にもなると思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

以上を持ちまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの大森憲平君の質問に対する答弁を求めます。

件名 1、病院問題について、要旨(1)、(2)、(3)を、あさひ総合病院事務部長。

〔あさひ総合病院事務部長九里正憲君登壇〕

あさひ総合病院事務部長（九里正憲君） 大森憲平議員の、件名、病院問題について、要旨(1)、回復期リハビリ病棟について、(2)、看護師の臨床研修制度の導入について、(3)、新病院での問題点についてお答えさせていただきます。

回復期リハビリ病棟は6階にあり、富山大学の紹介により、合併前の旧根上町、現能美市立病院で副院長として勤務しておられました整形外科医師を当該病棟の専任医師として迎えることができましたことから、4月17日に、大腿骨骨折等整形外科の患者9名、脳梗塞の患者2名、計11名の方に6階病棟に転棟をしていただき、供用を開始いたしました。以来順調に入院患者を増やし、入退院があるものですから、現在は17名から19名の間で推移しております。

回復期リハビリ病棟は、脳血管疾患や大腿骨頸部・下肢の骨折等、病气やけがで入院され、急性期を脱し、症状が安定した患者に対し、起き上がりや歩行などの基本動作、食事やトイレ動作など、家庭や社会への復帰を目指し、日常動作向上のためのリハビリテーションを集中的に行うための病棟であり、こうした患者が常時80%以上入院していることが病棟設置の条件となっております。看護師や介護福祉士だけでなく、理学療法士2名、作業療法士1名のリハビリ専門職員を配置しております。そのため、これまで退院された方の87%が家庭に復帰しておられます。

看護師の臨床研修制度は、新卒の看護師は基礎技術を身につけているものの、現場とのギャップがあります。そのため、1年間経験豊富な中堅クラスの看護師が指導し、各診療科の臨床に強い看護師を育成するため、一般採用の新卒看護師とは別枠で採用する制度であります。看護師不足の状況が続いている当院での実施は困難かと考えております。

続きまして、要旨(3)の新病院での問題点につきまして、答えさせていただきます。

1点目の通院や入院の患者数についてであります。5月1カ月の延べ入院患者数は4,429

人で、昨年同月と比較いたしまして103人多く、1日当たりでも3.3人多くなっております。平成15年から17年までの3年間の平均と比較いたしまして、延べで74人多く、1日当たりでも2.3人多くなっております。これは、6階病棟が稼働した影響によるものと考えられます。

また、5月の外来延べ患者数につきましては、1万1,721人で、昨年同月と比較いたしまして1,160人、1日当たりで80.6人少なくなっております。これは、4月の人事異動により、新任医師が当院の電子カルテに慣れていないため、患者1人当たりにより要する診療時間が長くなったことに加え、患者の待ち時間を短縮するため、比較的患者の多い眼科あるいは整形外科でも予約制を導入したことにより、1日に診療できる患者数が制限されることに起因しているというふうに考えております。

しかしながら、4月当初と比較いたしますと、患者数は若干ではありますが増加してきております。各医師が電子カルテシステムや予約制に慣れてくれば、もう少し増加するものというふうに考えております。

エレベータについては、国内メーカーの製品を設置しております。また、同メーカーに毎月1回整備点検をさせており、心配はないものというふうに考えております。

旧保健センター前にありましたバスの停留所につきましては、撤去いたしました。

今後、新しい患者専用駐車場の整備にあわせ、正面玄関前に公共バスの待合施設を設けたというふうに考えております。

なお、入善町が運行しておりますコミュニティバスにつきまして、町の担当者に病院までの路線延長の可能性について問い合わせましたところ、バス1台で3路線をつないだ運行であり、時間に余裕のない過密ダイヤとなっているそうであります。現状では、路線延長は不可能とのことであります。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名2、住民要望について、要旨(1)を、産業建設課長。

〔産業建設課長朝倉茂君登壇〕

産業建設課長（朝倉 茂君） それでは、件名2の住民要望についての要旨(1)であります宮崎ヒスイ海岸についてお答えをいたします。

宮崎・境海岸は、別名「ヒスイ海岸」とも言われ、また「日本の渚・百選」にも選定されており、ことしも多くの海水浴客や観光客が訪れるものと期待をしているところであります。

このヒスイ海岸に流れます宮崎地内の古川や境地内の大谷川は、毎年、富山湾特有の寄り

回り波や冬期波浪により、河口に土砂が堆積し、水の流れが悪くなるなど、治水面や環境面において問題があることから、毎年河口の状況を見ながら堆積土砂の排土を行ってきたところであります。

ご質問の古川の河口につきましては、ことしも土砂が堆積し、川水が流れにくくなっていることなどから、既に機械を借り上げまして、排土作業を行っているところでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それから、海岸への漂流物につきましては、昨年、県内の海岸におきましても、中国・韓国製のリン酸、硝酸などの溶液の入ったポリ容器や、危険物とされています医療系廃棄物などが大量に漂着し、県よりこの問い合わせがありました。幸い当町の海岸では、これらの危険物の漂着は発見されませんでした。町民の安全確保を図る観点から、ことしも関係機関と連携を図りながら、海岸パトロールの実施や町民からの情報収集などに努めてまいりたいと考えております。

また、海水浴シーズン以外の海岸清掃活動について、町が主体となつての取り組みは行っておりませんが、毎年7月中旬に実施しております「町民総ぐるみ清掃デー」を1つの契機として、各種団体、町民ボランティアによる自主的な取り組みにつながっていくことを期待しているところであります。

以上であります。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名2、住民要望について、要旨(2)を、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長稲荷優君登壇〕

教育委員会事務局長（稲荷 優君） では、要旨(2)、パークゴルフ場建設についてお答えいたします。

パークゴルフは、昭和58年に北海道の幕別町で生まれ、若者から高齢者、女性や子どもまで世代を越えて楽しむことができるコミュニティースポーツとして、愛好者は年々増加しており、各地で大会等が開催されていることはご案内のとおりであります。

パークゴルフ場建設につきましては、県内施設の整備状況調査や視察等の結果、18ホールを整備するには、コース面積だけでも1.5ヘクタール以上、駐車場等付帯設備を含めると2ヘクタール以上が望ましいということ。また、プレー料金等による収入に比べ、維持管理費に要する費用が多額である。さらに、パークゴルフ場整備には多額の財源の確保が必要であるなどの課題があることから、新たにパークゴルフ場を整備することになると、整備箇所、

維持管理費、整備手法等についてさらなる検討が必要であり、今後とも調査・研究してまいりたいと思います。

なお、サンリーナ横に設置してあるマレットゴルフ場は、生涯スポーツの1つとして気軽に取り組めるよう、教育委員会で平成14年に既存の芝生広場等を利用し、9ホールのコースを設置したものであります。草刈り等の維持管理は、朝日町文化・体育振興公社で定期的に行っているところでございます。

以上でございます。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名3、住民参加型の行政と職員定数について、要旨(1)、(2)を、総務政策課長。

〔総務政策課長吉田 進君登壇〕

総務政策課長（吉田 進君） 件名3、住民参加型の行政と職員定数について、要旨(1)、公募による住民参加の行政についてお答えいたします。

近年、住民意識の向上と分権型社会の到来により、地域においても行政主導のまちづくりから脱却し、地域住民の創意と工夫による住民主導のまちづくりが求められております。

住民が行政へ参加する機会を拡充し、審議に広く住民の意見を取り入れるため、各種委員会や審議会などの委員を一般の住民から公募してはどうかという質問であります。町におきましては、各種委員会や審議会などにおいて、その会議の目的を達成するために専門的な知識を持った方が必要なこと、また選任する委員の中には住民の代表である自治振興会の会長や各種関係団体の代表が選出されることにより、各方面からの意見も取り入れることができることから、これまででは一般公募を行ってきていないのが現状であります。

次に、全国の市町村でこのような行政を行っているところはどれくらいあるかという質問でございますが、「公募委員」と一言で言いましても、公募することに別段の決まりがないことから、全国には各種委員会などが多種多様にあり、正確な数はわかりかねますが、県内におきましては、富山県子どもの政策県民会議委員の一部に公募を行っているなど、委員公募を実施している地方公共団体も見受けられます。

公募に対するメリットとデメリットにつきましては、個別具体的な事例により判断すべきと思われますが、一般的には、メリットとすれば、広く住民の意見を取り入れることができることであり、デメリットとすれば、会議の専門性が薄れることや、構成員に偏りが生じる可能性があることが考えられます。

いずれにいたしましても、行政と住民が連携を密にしながら、まちづくりに努めることが

重要であり、今後とも町民の皆さんの目線に立った行政を進めてまいりたいと考えております。

次に、職員定数の適正化についてお答えいたします。

当町におきましても、昨今の厳しい財政事情のもと、簡素で効率的な行財政運営が肝要であることから、事務事業の見直しや、平成 16 年度において町長部局に 9 つあった課を統合・再編し、5 課に組織機構の改革を行うことにより、職員の数を削減し、人件費の抑制を図ってきたところであります。

職員数は平成 18 年 4 月 1 日現在で、総数 377 名、そのうち病院勤務者を除いた職員数は 207 名となっており、5 年前の平成 13 年度における職員数と比較しますと、職員数 243 名に対し、この 5 年間で 36 名、14.8%の減となっております。

今後の職員数につきましては、職員定員管理の適正化を初め、事務事業の見直しなど、平成 21 年度までの具体的な行財政改革の取り組み目標を盛り込んだ「集中改革プラン」の策定を国から求められており、当町におきましても、今年度中に策定をすることとしております。

次に、県内を含め、全国の人口規模類似団体との比較につきましては、地理的条件、それから地域の特性、町村合併など諸条件に差がありますことから、一概に比較することは難しいものと考えております。

今後とも、公共施設の管理のあり方、運営のあり方なども検討しながら、事業の適正な選択も含めまして、組織機構の改革や事務の改善を行うとともに、引き続き職員数の適正な管理と配置に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

6 番（大森憲平君） それでは、二、三再質問させていただきます。

まず、病院問題でございますが、回復期リハビリ病棟に関しては、ただいま、専門の医者から、そういう人が見つかって本当にほっとしているところでございます。これからも入院された方々が元気に立ち直って退院されるようお願いいたします。

それでは、要旨(2)の看護師臨床研修制度でございますが、先ほどの答弁では、何か無理だという結論でございましたが、実際に県内でも 19 年からこの研修制度をやってみようという病院も聞いております。それから、この制度に平成 14 年からもう取り組んでいる徳島県の赤

十字病院もあると聞いております。そういうことで、先ほど看護師が少ないからできないとおっしゃいました。しかし、少ないからこういう制度をやらなければならないと私は思いますが、その点ちょっとお聞かせ願います。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁を求めます。

件名1、要旨(2)について、あさひ総合病院事務部長。

あさひ総合病院事務部長（九里正憲君） 確かに来年4月から県内の西部の病院でやられるというふうなことは聞いております。ただ、先ほども申しましたように、こちらの病院では、今現在、看護師が不足している状態で、1年間研修をさせるという余裕はなかなかないわけでありまして。そのため、当院では新採として入ってこられた看護師につきましては、4月、5月の2カ月間、中堅のベテラン看護師が付きまして、院内での研修をさせて資質の向上に努めております。

以上であります。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

6番（大森憲平君） ちょっと私、考え方が違うと思いますが、実は看護師がやめていく原因に、今言われたようなベテランの人とのギャップがあると。そういうことで離職されるという話も何か聞いておりますが、新卒の若い人をもっとやさしく教育してあげれば、自然とその病院にいつくのではないかと私は思います。新しくなった病院でそういう余裕がないかもしれないかもしれませんが、こういう制度もあって、こういうのをやっておられることは、恐らくそれが有効だから皆さんが考えられたり、やっていかれるのではないかと私は思います。

そういうことで、これは要望でございますが、初めてやっておられる徳島の赤十字病院とか、あるいは今度南砺市でやられる病院とかを、もうちょっとノウハウとか、どうしてそういうのに至ったかということを勉強して、研究していただきたいと思っております。

それと、新病院の問題点でございますが、今、騒がれているエレベーターの件でございますが、毎月点検に来ておられるということを聞いて安心しているところでございます。

それと、コミュニティーバスの件でございますが、入善町が余裕がないから来られない。それは入善町の事情でございますが、朝日の病院の売り上げを伸ばすというのは変な言い方でございますが、入善の患者さんにしてみれば、川のどこかその手前まで来ておるのに、もうちょっと何か両方で話し合ってもらえば朝日の病院まで行けるのではないかと言うお年寄りもたくさんおられると思っております。そういう点も、病院ではなしに、まちづくり振興課のほ

うでもよく考えていただいて、入善町とよく話し合ってください。これは、本当に入善町の人も望んでおられることだと私は聞いております。そういうことで、強く話し合いをして、いい方向に。

それと、古黒部ばかりではなしに、柵山のほうにまでバスが来ていますね。そうすると、ほとんど2地区、特に柵山は1日、奇数の日で2日間、古黒部のほうは偶数の日で3日間もあそこまでコミュニティーバスは来ておると聞いておりますので、ただ向こうが無理だからだめだということではなしに、お互い行政の話で、再度の話でもうちょっと話し合いをしていただければ、住民への、それこそ協力になるのではないかと私は思ひまして、それも要望にさせていただきます。

2件目の住民要望でございますが、古川の河口の排砂の件でございますが、いつも早い時期にやっておられると聞いております。海水浴のシーズンが目の前に来て、予算の関係でこうなったかもしれないけれども、もうちょっと早い時期に、どっちみちやられるのなら早くやっていただきたいと思う次第でございます。

そして、清掃の件でございますが、先ほど私も質問したように、小川の河口から笹川のほうは傾斜ブロック式の海岸になっていますので、見た目はきれいだし、流木も何か挟まったものもありますが、海の荒れた次の日なんかというのは、海岸線は本当に帯状に汚れています。私も見てきましたが、そういう日がありますので、まずこれは地元の問題なのか、町の問題なのかわかりませんが、町の行政の一環として、渚百選という富山県・全国一の渚がありますので、もうちょっと管理していただければと思います。

もう1つ、住民要望のパークゴルフ場でございますが、今ほど、お金がかかるからと言われましたが、今、ヒスイ海岸周辺整備事業、いわゆる新幹線工事の発生土石置き場、あそこに膨大な土地があって、今度農産物の直売所とかを開かれると前回の議会でも聞きましたが、そういうような場所をもうちょっと有効に利用していただければ、交流人口がずっと増すのではないかと。一角にそういうものをつくっていただければ、もっとお互いにお客さんを呼んだり、スポーツをしたりできるのではないかと私は思いますが、どう思いますか。ちょっとその点お聞きします。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（稲荷 優君） ヒスイ海岸周辺整備事業につきましては、道の駅を中心として、その周辺を整備するということが今計画しておるわけですけれども、周辺につきま

しては、ちょっとまだどんなふうになるか計画しておりませんが、その一角もそういうふうには使えるのではないかなというふうには思っております。ただ、どういうふうになるかは今後の計画の中で進めるものというふうには思っております。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

6番（大森憲平君） そういう場所が2ヘクタールほど必要だからないとかではなしに、そういう場所を探せばあるということですね。それから、今、終末処理場の水処理施設が完全に整備されれば、その上のほうもよくなると思いますし、そういう点、もうちょっと検討していただきたいと思います。

それと、サンリーナの横のパークの練習場。これは、パークにはちょっと適さない距離でございますが、整備しておると言われましたけれども、私はきのう見てきました。草が生えて芝が伸び放題、いつ刈られたかわかりませんよ。そして、旗も何も立っていませんね。そういうことで管理されておると言うが、これで管理されておるんですか。ちょっとお聞きします。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（稲荷 優君） パークゴルフ場と言われましたが、あそこはマレットゴルフ場として開設しておりますので、それはちょっとお伝えをしておきたいというふうに思います。

それで、草刈りにつきましては、5月24日か26日にしております。近日中に、また草刈りをするということを聞いております。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

6番（大森憲平君） 前に、あそこの練習場は、パークもできるという話は聞きました。それはそれでいいですけども。

それと、私、もう1つちょっとお聞きしたかったのは、大屋海岸のほうにパターゴルフ場がありますね。あそこもきれいにすれば、パークは十分に可能なんですよ。あそこはもうちょっとアップダウンになったりなどしてまことに練習しやすいところでございますが、もっと草がぼうぼうで、ことしで幾らか管理されておるのかどうかわかりませんが、あれはどうなっているのか。ちょっとお聞きしますけれども、あそこは練習場として使用できないので

すか。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

産業建設課長。

産業建設課長（朝倉 茂君） 今ご指摘ありました海浜公園ですけれども、確かにパターゴルフ場として整備された経緯がありますが、現状、ちょっとパターのできる状態ではございませんので、またいろんな面で工夫を凝らして、使えると言いましょうか、何か工夫を凝らして検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

6番（大森憲平君） 大屋のほうも早急に草を刈って、パターではなしに、せっかくああいう公共の施設があるのに、手をかけられないからあかんということではなしに、やっぱり住民がそういうのを1つ1つ見て朝日町が本当にやっているのかやっていないのか。3件目の住民参加型の行政のほうに入りますけれども、そういう面にも問題があるのではないかと。

そして、昨日町長が言われたように、アメリカのジョン・F・ケネディさんの、今、町が自分に何をしてくれるのかを問うのではなしに、自分から何をやるかという時代でございますので私はちょっと質問したのですけれども、大きい事業をやるにしたって、ただ町で設計して何とかしたというのでは話にならないので、住民の方とかいろいろ参加していただいて設計なり、苦情なり聞いて、それをやることによって後からのトラブルとかそういうものが解消されるわけです。仮に終末処理場をつくと、においがあたらあかんとか、お聞きをすると、そういう問題が多分に出てくるわけですね。だから、そこの住民を参加させてスムーズにやる、そういう行政をやっていただきたい。そういうわけで質問したわけですが、そこのところ、再度質問したいのですけれども、どんなものでしょうか。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務政策課長。

総務政策課長（吉田 進君） 住民参加型の行政ということで、大きな事業をやる時住民の意見を聞いてということではありますが、住民に直接関係があるといえますか、例えば下水道の終末場とかいろんな大きな事業を今までやってきましたけれども、そのときに近隣の町内といえますか、地区に事業内容をご説明申し上げまして、その地区のご意見とかそういったものを必ず聞いて事業を進めておるのが現状だというふうに考えています。そのほか、大きな事業をやる時にもいろんな形で住民の参加をということでもありますけれども、専門的な知

識といたしますか、それが必要な場合が多うございまして、そういう場合専門業者に委託をしまして事業を計画しているということでありますので、ご理解をお願いいたします。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

大森憲平君。

6番（大森憲平君） はい、わかりました。

これから大きい事業とかいろんな事業、小さいのならあまり関係ないと言ったらしかられますが、やっぱり住民を参加させて、住民の意見をよく ただ、こういうものをやるから集まってというやり方ではなしに、やっぱり公募なら公募をして、専門的に参加させて、事業が終わるまでそのメンバーがそこに入っている。そういう行政をやっていただきたいと思えます。

最後に、職員定数の適正化についてでございますが、先ほど13年から18年の5年間に三十何名少なくなったと言われました。しかし、病院職員を別として、これはどこの自治体でも今は少なくなっている現状のような気がします。これで甘んじるのではなしに、先ほど答弁で頑張っていきたいと言われましたが、私は住民の人たちに こういうことを言って役場の人にしかられますが、「何をしておるがや」と。そういう意見がぼつぼつと聞かれますので、もうちょっと張りのある、さっき言った適材適所、少数精鋭で効率的な行政をやっていたければ、まだ定数は是正ができるのではないかとということで質問させていただきましたので、十分酌んでいただきまして、私たち議員だけではなしに、職員も自然退社ではなしに、もうちょっと襟を正してやっていただきたいと要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（梅澤益美君） 次に、長崎智子君。

〔2番長崎智子君登壇〕

2番（長崎智子君） 2番の長崎智子です。議長のお許しを得まして、さきに通告してあります3件について質問をさせていただきます。

質問に入る前に、私は平成14年8月に多くの町民の温かいご支援を得まして初当選をさせていただき、1年生議員として多くの質問や要望をしてきましたが、その中で子どもの健全育成には絶対不可欠な児童館の建設が実現されたこと、また私たち南保地区民にとりましては、生活の生命線というべき県道山崎泊線拡幅、そして二ホンザル対策の一環として小川右岸の雑木伐採を実施していただき、さらに落石防止柵の設置をお約束いただきましたことに対し、冒頭より、厚く感謝を申し上げます。

さて、本議会は、私が任期中に質問できる最後の機会でございますので、これまで質問、

あるいは照会、要望をしまいましたが、明確に答弁していただけなかった案件、またお約束をしていただきながら、いまだにその結果や考え方をお示しいたしていない案件を中心に質問をさせていただきます。

件名1、防災対策について。

要旨(1)、防災に関する朝日町の基本姿勢について。

この案件につきましては、私は、平成16年12月議会及び平成17年9月議会におきまして、最も基本的な事柄について質問をいたしました。この町の行政をつかさどる者として、平常時に準備を進めておかなければならないことが山ほどございます。災害のないときの災害対策、これこそ最も必要なことではないでしょうか。

去年は、町内すべての地区に自治振興会が結成され、その中に自主防災部が設置されました。朝日町のホームページには、その自主防災組織の役割について掲載されておりますが、ホームページで知り得る知識ならば、地区がみずから自発的に結成した自主防災部ですから、十分心得ております。

住民が一番知りたいのは、災害が発生した場合、だれの指示でどこへ避難するのか、避難場所を明確に記してほしいものです。昨年までは、大変わかりにくかったけれども、表示してありました。なぜ削除されたのでしょうか。

また、ここが多分避難場所だろうと思われるところへ行ってみると、広域避難場所の表示がまったく違ったものになっています。広域避難場所のマークが2002年3月に変更になり、日本工業規格に統一されたことはご存じですよ。至るところで災害が発生しているこの時代、住民の大切な道しるべを4年半も放置してあれば、町内はもちろん、町外、あるいは県外から我が町を訪れる方々も困惑されるでしょう。直ちに正しいものを書きかえてください。私は、町当局の災害に対する認識、緊迫感がどうも薄れているように思えてなりません。そこで、町当局の災害に対する基本姿勢として、次の4点についてお答えいただきたいと存じます。

1、朝日町民を災害からどう守るのか。2番目に、災害が発生したならば、町民をどのようにして誘導して危険を回避させるのか。3番目に、避難後の生活に対する手当てをどのように考えておられるのか。4番目、災害復旧の手だてはどうするのか。県内外の自治体間の災害復旧協定、あるいは町内外の民間事業者との協力協定締結なども含めてお聞かせください。

要旨(2)、行政無線についてお伺いいたします。

この案件も、新潟中越地震からとても身近な問題として機会あるごとにご質問をしてみました。難聴箇所を調査してほしいという要望に対して、1億5,000万の費用がかかるのか、音声の取り合いが悪いとか、設置台数を増設したとか、外に避難している人が対象であるとか、納得のできない答弁ばかりです。

全くやる気がないのかと案じておりましたら、昨年の暮れごろから調査を始められたらしいとうわさを耳にしました。もし調査をされたのであれば、その結果をお知らせください。

結果をいち早く知りたいのは、地区の自治振興会です。一刻も早く行政無線難聴箇所の調査結果及びその対策を各地区にお知らせください。

次に、件名1、要旨(3)、家庭用ハンドブックの作成と配布について質問します。

この案件につきましても、平成16年10月23日に発生した新潟中越地震直後の12月議会を皮切りに、幾度となくハンドブックの作成と各家庭への配布を要望してまいりました。これにつきましても、速やかに作成し配布するとの答弁であったと記憶しております。

しかし、それから2年経過しようとしています。作成の兆しはなく、もちろん配布はされておられません。ほうっておけば、そのうち忘れるだろうと思っておられるのではないでしょうね。

町民は、ハンドブックを読んで、見て、避難場所を確認し初めて安心し、充実した生活が送られるのだと思うのです。どうぞ町民の期待にこたえるべく、早期実現に向け、きちんと仕事をしてください。

遅れている理由と、いつ作成し、配布されるのかお答えください。

次に、件名2、あさひ総合病院に関する借入金の返済方法についてお伺いいたします。

要旨(1)、借入金返済計画に関する試算表の作成と公表について。

このことに関しましても、平成17年9月議会において質問いたしました。その際の答弁は、試算表の提示は可能ということでした。作成されたのでしょうか。

あさひ総合病院の今後28年間の医業収支見込みと債務償還予定金額、そして今後28年間の人口動態及び町税収の推移を統計的推計計算により算出し、その数値をお示しください。

返済期間が四半世紀以上にも及ぶ多額の債務を、今朝日町に生活している町民はもちろんのこと、小・中・高校生、乳幼児、これから生まれてくるであろう赤ちゃんまでこの借金を返していかなければならないという重荷を背負わされているわけです。

町当局は、基金の取り崩しを考えておられるかもしれませんが、もしそのような安直な考えであるならば、町民の身も心も揺らぎ、朝日町存立の礎さえ危ぶまれることでしょう。

可能な限りの正確なデータをお示しいただきたいと思います。

件名3、少子化問題に関する朝日町の取り組みについて伺います。

この件につきましても、私が平成17年9月議会に、小学校卒業まで医療費を町の負担とする提案に対して、小学生の医療費は1,000円を超える部分を町負担とする旨の回答をいただき、実施されています。このことは、行政の大英断であったと大きく評価するところでございます。ありがとうございました。

ところが、その後町民の方々からいろいろ聞いたりしますと、ほとんどの傷病は、おおむね1,000円の範囲内で完治するというところでございました。

そこで、再度、小学校卒業までの医療費は町負担とする、いわゆる12歳までは無料の提案をいたします。

子育ての最大の悩みは、教育資金もそうでしょうが、不慮の事故、病気の占める割合も大きいものではないでしょうか。将来、日本を、朝日町を担ってくれる子どもたちへの投資は、今ある私たちの将来を支えてくれる、成果が期待できる大切なものです。

生活に追われて子育てができないという少子化の最大の原因を排除するためにも、ぜひ負担ゼロにご決断くださるようお願いいたします。

この件について、お考えをお聞かせください。

以上、私の質問を終わります。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。休憩時間は約15分として、11時10分に再開いたします。

（午前10時58分）

〔休憩中〕

（午前11時10分）

議長（梅澤益美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの長崎智子君の質問に対する答弁を求めます。

件名1の防災対策について、要旨(1)、(2)、(3)を、総務政策課長。

〔総務政策課長吉田 進君登壇〕

総務政策課長（吉田 進君） 長崎智子議員、防災対策について、要旨(1)、防災に関する基本姿勢について、要旨(2)、行政無線について、要旨(3)、家庭用ハンドブックの作成と配布についてにお答えをいたします。

近年、各地において地震、台風、大雨による風水害や土砂災害、雪害など多発する中、町

民の災害に対する関心が高まっております。当町では過去に集中豪雨による河川災害や土砂崩壊、沿岸部における高波など、自然災害と常に対峙してきた歴史があり、これまで治山治水事業、護岸事業の推進や防災行政無線の整備、防災意識の普及・啓発など、防災体制の充実強化に努めてきたところであります。

いつ来るかわからない災害から、町民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に抑えることにより、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることは行政の責務であると考えております。今年度よりスタートする第4次朝日町総合計画におきまして、目指す将来像として「人と自然、心と心、ふれあうまち“あさひ”」の実現に向けた3つの基本目標のうちの1つを「安全と安心～みんなで築く地域づくり～」と定め、さらなる防災施策の推進を図ることとしております。

平成18年度の主な防災施策としましては、自主防災組織の設立や取り組みに対する支援、備蓄用食料及び資機材の整備、避難場所一覧表の作成・配布などの施策を進めてまいります。特に、災害発生直後の住民の安否の確認や避難・誘導、家屋等の初期消火や倒壊した建物からの救出・救護など、自主防災組織の活動は被害を最小限に抑える有効な手段として注目されており、町といたしましても、4月に各自治振興会の会長及び防災担当部役員の方々へ自主防災組織についての説明を行い、設立に対するご理解とご協力をお願いしたところであります。

今後も説明会の開催や情報の提供など、自主防災組織の設立に対する取り組みについて積極的に支援してまいります。

また、自主防災組織の取り組みに対する財政的な支援として、活動に必要な防災資機材の購入経費について県の補助事業を活用し、1組織当たり30万円を限度とする補助金を交付する予定であり、今年度は30組織分、900万円の予算を計上しているところであります。

備蓄用食料及び資機材の整備につきましては、災害が発生し、避難生活を余儀なくされた場合におけるアルファ米やミネラルウォーター、災害救助用毛布、防水シートを購入することとしております。

避難場所につきましては、住民の安否確認をする「一時避難場所」につきましては、地区において選定していただき、その次に避難する公的な施設である「地区避難場所」については、地区と町において協議し、選定することとしております。

次に、防災行政無線についてであります。ご承知のとおり、防災行政無線につきましては、災害に対し警戒を要する場合や実際に災害が発生した場合、また行政に関する情報提供

など、住民の皆さんへの情報伝達手段としての機能を担っております。

しかしながら、天候や風向きなどの気象条件によって聞き取りにくいというご指摘もあることから、昨年秋に、ご指摘のありました4カ所の屋外拡声器のそれぞれの地点、計16地点において3つの時間帯、蛭谷地区におきましては、午前11時と午後3時、午後9時に職員による現地試聴調査を実施いたしました。その結果、各調査箇所、時間帯において、聞き取ることが可能でありました。

現段階で屋外拡声機拡充等の計画はありませんが、今後とも防災行政無線の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、家庭用ハンドブックにつきましては、配布以来、相当の年月が経過し、避難場所としての公共施設の状況が変化していることから、先ほども申し上げましたとおり、避難場所につきましては、一時避難場所を地区において選定し、地区避難場所を地区と町が協議して選定することとしております。

なお、災害時の協力などに関する協定の締結状況につきましては、県内全市町村や糸魚川市、北アルプス広域消防本部と消防相互応援協定を締結しているのを初め、町内郵便局と災害時の相互協力に関する協定を、富山県と消防防災ヘリコプター支援協定などを締結しております。

また、協定ではありませんが、この6月には、朝日町建設業協会が、災害時における町への協力体制や提供していただける資機材などをまとめた「非常災害時パトロールマニュアル」を作成し、町及び各自治振興会に配布されたところであり、非常時にご協力いただけることとなっております。

以上であります。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名2、あさひ総合病院の借入金の返済について、要旨(1)を、あさひ総合病院事務部長。

〔あさひ総合病院事務部長九里正憲君登壇〕

あさひ総合病院事務部長（九里正憲君） 長崎智子議員の、あさひ総合病院の借入金の返済について、要旨、借入金返済計画に関する試算表の作成と公表についてお答えいたします。

ご質問の借入金返済計画につきましては、端的に申し上げまして、現時点で、新病院建設に係ります医療機器備品整備等で12億8,996万6,000円。これを1年の据え置き期間を含め、5年で償還。また、土地を含めた建物整備分は60億3,948万6,000円で、これを5年の据え

置き期間を含め、30年で償還。旧病院の正面のキャノピー建設分等で2億6,780万円。これを2年の据え置き期間を含め、10年で償還していくこととしております。

今年度に病院正面の駐車場整備を計画しております。この駐車場の完了により、一連の新病院建設事業は終了することになります。新病院に係る年次別の償還額を示すことは、その後ならできると思います。

今後七、八年は支出が収入を上回る厳しい経営状態が続く見通しではありますが、早期に病院が自立できるよう、全職員が歯をくいしばって、健全経営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名3、少子化対策について、要旨(1)を、町民ふくし課長。

〔町民ふくし課長林和夫君登壇〕

町民ふくし課長（林 和夫君） それでは、件名3、少子化対策について、要旨、少子化問題に関する取り組みについてお答えいたします。

少子化問題につきましては、21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらす社会問題となっております。

少子化対策につきましては、その要因と影響の両方に対し、国と地方が真剣に取り組み、安心して子どもを生育てられる社会環境や地域環境を整えていく必要があると考えております。

町といたしましては、これまで医療面では、乳幼児や妊産婦、ひとり親家庭や障害児への医療費助成並びに不妊治療費の助成を行い、子育て世代の負担の軽減を図っているところであります。

一方、保健面では、妊産婦や乳幼児を対象とした定期健診や各種の予防接種、必要に応じ訪問指導や育児相談の実施により、お子さんが健やかに育つための支援を行ってきたところであります。

一方、福祉面におきましては、保育所運営においては、保育所の待機児童のいない状態を確保するとともに、各保育所におきましては、早朝からの受け入れ保育や土曜保育の実施、加えてひまわり幼稚園では、延長保育、障害児保育、乳児保育を実施して、多様化する育児ニーズへの対応を図ってきているところであります。

また、子育て支援センターにおきましては、一時保育や子育ての相談、お母さん同士が交

流できる育児サロンにも取り組み、子育て環境の充実に努めるとともに、昨年新たに児童館を開設してきたところでございます。

本年度は従来の施策に加えまして、新たにすべての出生児を対象とした「すこやか誕生券」や児童手当が支給されない方々を対象とした「子育て応援券」の支給、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりとしてのファミリーサポートセンター事業などに取り組んでおります。

新たに、小学校1年～6年生を対象にした児童医療費助成制度を創設し、入院、通院にかかる医療費のうち、1人月1,000円を超える部分を助成することとしたところであります。

県内の小学生を対象とする医療費助成は、朝日町を除き、ほかに4つの市町において小学校3年生までを対象に実施されておりますが、小学校6年生までを対象としている助成制度は、当町だけあります。

なお、1人月1,000円の自己負担につきましては、保護者の方々にとって、子どもにかかる医療費が過重にならない中での最低限の負担をいただくという観点から設けておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

長崎智子君。

2番（長崎智子君） 防災対策についてでございますが、防災に関することは住民の生命を守る大切なことであるので、今後も町当局におかれましては、前向きに取り組んでいただきたいと思っておりますので、これは要望といたします。

あと、あさひ総合病院の借入金の返済についてでございます。これも大分前向きな答弁をいただきました。これもまた要望といたしますので、町民の皆さんに今後の活動についてお知らせいただければと思っております。

3件目の少子化対策についても、やはり子どもは国の宝と申しますので、前向きに取り組んでおられます行政側に対して、私たちは喜んでおります。これもまた私は要望といたしますので、今後は強くご配慮いただきたいと思います。

以上でございます。

質問を終わります。

議長（梅澤益美君） 次に、蓬澤博君。

〔4番蓬澤 博君登壇〕

4番（蓬澤 博君） 4番の蓬澤博であります。平成18年第2回議会定例会におきまして、ただいま議長のお許しを得ましたので、さきに通告してあります3件について質問をさせていただきます。

まず、第1点目は自主防災組織についてであります。

町当局は各自治組織に対して自主防災組織の設立をどのように呼びかけておられるのかをお伺いいたします。

過日発生した富山市総曲輪地区での火災では、多数の被災、延焼家屋がありました。この火災事故を契機にして、この地区では自主防災組織の設立を決め、協議が鋭意進められていると報道されました。

「災害は忘れたころにやってくる」といいます。自主防災組織の設立に対して、当局からの積極的な呼びかけと誘導が必要ではないかと考えますが、どのように考え、進めておられるのかをお伺いいたします。

また、当町の現状についてお聞きいたします。

この春、県下一円の市町村の自主防災組織の設立状況が新聞に掲載されたことがありました。当町は0.4%であるとの記事であったことが記憶にあります。この数値は、自主防災組織が組織されている地域の世帯数を管内の世帯数で割ったものでありますが、当町では大平地区で設立されているものであります。県消防防災課の調べによりましても、ことし5月1日現在においては、この春と同様0.4%であります。

先ごろ、ある町内会が自主防災組織の設立の届けをされたと聞いておりますが、当町の現状と今後の進展についてどのように考えておられるのか。また、どのように見ておられるのかをお聞きいたします。

第2点目は、現在富山県議会で審議されております「富山県森づくり条例」についてであります。

魚津町長は、県町村会会長として、また全国町村会副会長として、また国の林政審議会委員として森林政策面で重責を担っておられますが、この県条例には県下市町村の意見が反映されているのでしょうか。

もちろん「とやまの森づくり推進方策・財源検討方策委員会」には富山市長や立山町長が委員として参画されておられますが、市長会や町村長会でこの件が議論され、意見が集約されているのでしょうか。

6月21日の北日本新聞では、「懇談会主導の県政運営」と題して、県政の進め方に疑問を

呈する記事が載っております。また、6月定例県議会前に開かれた15市町村長に対する説明会でも、異論が続出したと報道されておりました。

そこで、この点について、どのようにお考えなのかをお伺いいたします。

また、本年度から実施される第4次総合計画における自然と環境の国土保全や林業による実施計画とこの森づくり条例に基づき当町が策定しなければならない「森づくりプラン」とは整合性がとれるのかどうかをお伺いいたします。

また、有害鳥獣対策協議会の設立など、当局が積極的に進めてこられた鳥獣との共生策はうまくマッチングするのかどうかについてもお聞かせ下さい。

第3点目は、ケーブル放送についてであります。

私はなるべく当町の行政放送を見るようにしておりまして、「なかなか上手につくってあるなあ」と感心している視聴者の1人でもあります。

しかし、たまに奇異に感じる行政案内を目にすることがあります。それは案内期間が過ぎたものが放送されることがあることであります。ことしも既に1回ほどあったように思います。このあたりはどのように対処されているのかをお伺いいたします。

期限切れの案内を見た何人かの人からは、「どうなっているの」と聞かれたことがあります。ことしは1回ほどしかありませんが、昨年までは、まだ結構あったように思っております。

いずれも期間切れの件であります。行政放送は1週間同じ放送を繰り返しているわけであり、この放送期間中に催し物の開催期間であるとか、参加人員の募集期間が過ぎてしまうものについては、一定の放送基準というものがあると思いますが、どうなっているのでしょうか。また、どのように判断し、放送しておられるのかをお聞かせ下さい。

次に、議会放送についてであります。

議会放送は、現在、生放送、ライブ中継でしかありません。もちろん、自営業の方やお年寄りなど、ご自宅や仕事場で議会放送を見ておられる方々はたくさんおられます。しかしながら、会社に勤務しておられる方や日中外で仕事をされる方もたくさんおられます。皆さんに「議会放送を見て下さい」と話すと、「仕事だから見られるわけじゃないか」と言われるのであります。

朝日町を物心両面で支えておられる多くの方々に、「議会だより」だけではなく、気軽に議会放送を見ていただく、あるいは見ていただける機会を設けるべく、議会放送の再放送はできないものでしょうか。

朝日町議会の放送に関して再放送を行うことは、町民の政治離れを少なくする有効な手段

であると思いますし、また行政を今以上に身近なものと思ってもらえると考えるのですが、当局は議会放送の再放送に関してどのようにお考えなのか。また、技術的、物理的に可能なのかをお伺いいたします。

以上3点の質問に対して、懇切かつ丁寧な答弁を求めまして、私の質問を終わります。
議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでございました。

ただいまの蓬澤博君の質問に対する答弁を求めます。

件名1、自主防災組織について、要旨(1)、(2)を、総務政策課長。

〔総務政策課長吉田進君登壇〕

総務政策課長（吉田 進君） 蓬澤博議員、件名1、自主防災組織について、要旨(1)、自治組織への呼びかけについて、要旨(2)、自主防災組織の現状と今後の進展についてお答えいたします。

自主防災組織につきましては、災害時に被害を最小限に抑える最も有効な方法の1つとして考えており、町では自主防災組織の設立などに対して支援を行っているところであります。

具体的に申し上げますと、自主防災組織の設立を促進するため、自治振興会や町内会に必要な情報の提供を行っており、4月13日には自治振興会防災担当部の役員を対象として、自主防災組織の目的や組織体制、活動内容についてご説明を申し上げたところであります。また、4月27日の自治振興会連絡協議会において、規約や計画のモデルを新たにお示しし、自主防災組織の説明を行うとともに、設立についてのご協力を各自治振興会長にお願いしてまいりました。さらに、5月2日の南保地区自治振興会を皮切りに、泊三区、泊一区、大家庄、泊二区と順次要望がありました地区において、組織の規約や計画、資機材の管理運営規程のモデルを示しながら説明会を開催してきたところであります。

今後も自治振興会や町内会からの要請があれば、その都度相談に応じ、必要な情報等を提供してまいりたいと考えております。

また、自主防災組織に対する財政的な支援として、初期消火や救助・救護、避難・誘導など、災害時の初期活動に使用する資機材の整備に係る費用について補助を行ってまいります。平成18年度当初予算では、1つの自主防災組織に対して30万円を限度とする補助を行うこととし、30組織分、900万円を予算計上しております。この補助金は、県の補助事業を活用していることから、1組織1回限りの交付となります。

資機材整備の補助申請時には、自主防災組織の規約や資機材の管理運営規程が必要となりますが、先ほども申し上げましたとおり、モデル規約をお示ししておりますので、各組織の

実情に合わせて作成していただきたいと考えております。

現在、地区の中には、全町内会での設立を目標としているところや、その他の地区においても設立に向けた動きが見られるなど着実に前進しており、近い将来には町内でも相当数の組織が設立されるものと期待しております。

いずれにいたしましても、自主防災組織とは、押しつけや義務的に活動するものではなく、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもと、お互いに助け合うことで災害時の被害を最小限に抑えることが目的であり、いつ来るかわからない災害に対し、常日ごろから防災の意識を持つことが重要なことであります。

町といたしましても、地理的条件や生活環境などを考慮し、各組織の実情に応じた活動が継続的にできるような組織づくりが大切であることから、できる限りの支援をしてみたいと考えております。

以上であります。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名2、森づくり条例について、要旨(1)、(2)、(3)を、産業建設課長。

〔産業建設課長朝倉茂君登壇〕

産業建設課長（朝倉 茂君） それでは、件名2の森づくり条例についてお答えをいたします。

「富山県森づくり条例」は、県土の保全や水源かん養、自然環境の保全や地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるために、県民参加による新たな森づくりの推進や県民に費用を分担する形で森づくりに参加をしてもらうなどの趣旨で条例制定されるもので、この6月の県議会に提案され、現在審議が行われているところであります。

先日の新聞報道にありました県市町村長会議では、県に対し実効性の高い政策を求める厳しい意見などが出されておりましたが、総面積の約85%が森林である当町におきましては、やはり森林整備に係る財源確保や林業の担い手対策などにもっと支援をしていただきたいと望んでいるところであります。

森林整備計画と森づくりプランの整合性につきましては、従来森林整備は、森林法に基づき、市町村ごとの森林整備計画を策定し、そして10年間の実施計画を定め進められてきましたが、この森林整備計画は、林業関係者のみの意見が取り入れられ、どの市町村も同じような内容で独自性に乏しいものとなっております。

折しも、本年度は、平成19年度からの10年間の森林整備計画を作成する年となっております。

第4次朝日町総合計画と整合性を図りながら、森林整備の基本指針に基づき、住民の意見も取り入れた、住民参加による森づくりの推進についての計画を作成してまいりたいと考えております。

また、鳥獣との共生策につきましては、自然環境の保全として、奥山の人工林ではその土地にあった広葉樹を植栽するなど、天然林に近い山林として整備し、熊など野生生物の生息地の確保を目指すほか、里山再生林の整備に当たっては、集落周辺の竹林などを整備し、地域ニーズを反映した里山の再生を行うこととなっております。

当町では、有害鳥獣対策として里山空間再生モデル事業にも取り組んでおり、各地区の有害鳥獣対策協議会とも協議を行いながら、朝日町としての「森づくりプラン」を作成し、当町にふさわしい森林整備の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名3、ケーブル放送について、要旨(1)、(2)を、まちづくり振興課長。

〔まちづくり振興課長永口明弘君登壇〕

まちづくり振興課長（永口明弘君） それでは、蓬澤博議員のケーブル放送について、要旨(1)、行政放送の内容について、要旨(2)、議会中継についてお答えをいたします。

ケーブルテレビのみらーれテレビは、黒部市、入善町、朝日町の1市2町を視聴エリアとして、平成15年4月に開局し、現在4年目を迎えております。

この中の5チャンネルについては「行政コミュニティチャンネル」として、行政からのお知らせや地域内のイベント情報、議会中継等を放送し、地域の情報、話題をきめ細かく紹介することにより、地域に密着した放送内容の提供に努めているところであります。

ご質問の行政放送の内容についてであります。朝日町の行政情報番組といたしましては、「あさひタウンインフォメーション」を15分番組として1日5回放送しております。毎週金曜日に1週間単位で放送内容を更新しているところであります。

その中で、期限切れの情報を案内しているところのご指摘であります。番組内での文字情報につきましては、基本的には放送期間に合わせたイベント情報等を放送しているところであります。しかしながら、放送日が金曜日から木曜日までになっているということから、中には放送期間の後半、最終の木曜日に行われるイベント情報については、夕方ごろになる方については、その日にもう既に終わったご案内として受けとられるケースもあります。

この点につきましては、新川広域圏事務組合ケーブルテレビ放送、通称みらーれテレビ放

送センターにおいて更新日が決められておりまして、放送内容に明確な誤りがあった場合を除き、週の途中での更新については運用上困難であり、できるだけ直近の情報を提供するという観点から、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、議会中継についてであります。議会の模様は、本会議場で行われる会議について、午前9時55分から生中継されているところであります。

視聴エリアが各市町内に限定されていることや、平日昼間の放送であることから、再放送の要望はみら－れテレビの放送センターにも上がってきているというふうに聞いておりますが、議会中継の一日の放送時間が最大で8時間程度になる場合もある。それから、みら－れ放送センター内の送出機器の容量の問題。それから、番組編成上の問題など、克服すべき問題も多く、また内容を編集しての放送については、編集作業に相当の時間を要する。そして、速報性という点で問題があることから、当町だけではなく、みら－れテレビ視聴エリア内の1市2町議会とも再放送を行っていないのが現状であります。

今後とも、より一層地域に密着した放送内容の提供に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き「あさひタウンインフォメーション」等、「行政コミュニティチャンネル」をご覧くださいますようお願いを申し上げます。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

4番（蓬澤 博君） 幾つか再質問をさせていただきます。

まず、自主防災組織についてであります。

この3月議会までは、自主防災組織の設立に関してはそれぞれの地区の自主性にゆだねているという答弁であったかと思いますが、先ほど、総務政策課長の答弁では、積極的に働きかけをしておられるという答弁であったかと思いますが、そのとおりでよろしいでしょうか。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務政策課長。

総務政策課長（吉田 進君） 先ほどもご答弁申し上げましたように、これは初めてのことかと思いますが、自治振興会の防災部の担当の役員の方にお集まりいただきまして、自主防災組織の目的とか組織の体制とか、そういった自主防災組織とはどういうものかということも含めましてご説明を申し上げて、ご理解をいただく努力をいたしました。その後ですが、自治振興会連絡協議会におきまして、そういったお話を申し上げ、また規約や計画のモデ

ルをというご要望もありましたので、そういったものをお示ししながら説明を申し上げてきております。

以上です。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

4番（蓬澤 博君） 以前よりも積極的に働きかけておられるということであろうかと思えますので、うまくいけばいいなと思っています。

それで、昨年12月議会にも質問しておりますが、県で土砂災害警戒区域の調査を行っている。でき上がり次第、各自治組織に情報としてお渡ししますという答弁を得ておりますが、その調査は今どういう状況でありますでしょうか。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務政策課長。

総務政策課長（吉田 進君） 県のほうでそういう調査をしておられるということでありませぬ。しかし、その結果がまとまったということでご連絡はまだいただいておりませぬので、私どもはその内容について、結果という形では把握はしておりませぬ。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

4番（蓬澤 博君） 「鶏が先か、卵が先か」という話になろうかと思いますが、昨年12月にも同じ質問をしておきまして、調査をされているので、結果が出次第、皆さん方に情報をお渡ししますという答弁、確かに今のとおりでありました。そうであるとすれば、逆に皆さんが今自分たちの地域にどういう災害の可能性があるかということは、既存の資料があるわけです。これは産業建設課のほうにあるわけですね。そういう資料を、例えば自主防災組織の規約例であるとか、資機材の管理規程の例を示されているのであれば、それと同時にこういう危険性がある地域はこうですよという情報もあわせて提供されるのが一番いい方法であり、皆さんが理解しながらいろいろと対応策を考えられるのに有効であると思いますが、いかがでありますか。

議長（梅澤益美君） ただいまの自主防災について、総務政策課長。

総務政策課長（吉田 進君） 計画をつくるときに、1つのそういった資料として有効かと思えます。

ただ、まだそういった県の結果が出ていない段階でこうであろうという予測のものを公表

するのめいかなものかと、私はそう思いますけれども……。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

4番（蓬澤 博君） このあたりは押し問答になろうかと思いますが、今まで入善土木センターであるとか、農地林務事務所であるとかでそういう図面をつくっておられるわけですね。それが現行も生きておるわけですよ。そういうものをいち早く各地区の皆さんに情報としてお渡ししたらどうかということを行っているわけでありますので、県の資料ができるまで待ってくださいというよりも、今使っている資料はこういうものがありますよということで情報を提供されたいかがかだと思いますので、速やかに対応していただきたいと思います。これは、もちろん規則を例示されるのと一緒のことであろうかと思いますが、産業建設課長さんとも協議の上、対応していただければと思いますので、よろしくお願いたします。それで、先ほど組織の規定の例と資機材の管理規程の例とはお渡ししてあるというふうにおっしゃいましたが、現実に各地区でいろんなことを考えておられると思います。では、どういう資機材が必要であり、どういう資機材が対象であるか、対象外になるかということもお示ししてあるのでしょうか。

議長（梅澤益美君） ただいまの自治組織の資機材について、総務政策課長。

総務政策課長（吉田 進君） そういったものはモデルの中にはお示しておりませんが、これは県の補助事業を入れて行う町の事業でありますけれども、資機材の種類とかそういったものは要項をつくりまして、その中でお示ししていきたいというふうに思っております。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

4番（蓬澤 博君） 現に、ある町内会長さんからは、きょう、こういうものを出してきたよと、10日ぐらい前に聞いておるわけですね。そうすると、ではどうやって資機材を自分たちで考えられたのですか。対象になるものがあるのですかということをお伺いしましたら、県の資料を見せてもらったり、いろいろと考えてこういう資機材が必要だということを書類に書きましたというふうにおっしゃっておられました。これは、もちろんその町内会の皆さんが一生懸命勉強されてやられて非常にいいことでありますが、通常を考えますと、積極的に呼びかけ設立をしていただくに当たっては、必要な情報を前もって渡すのが常套ではないかと。そうすることによって、地区の皆さん方が一生懸命考えられて設立を早くされていくというふうになるのではなかろうかと思いますが、その1点についてお伺いをいたします。

今、ある町内会が書類を出されたと聞いておりますので、資機材の整備も含めてなされていると思いますが、そうであれば、町の補助金の交付要項は決まっておりますか。その点についても、あわせてお伺いします。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務政策課長。

総務政策課長（吉田 進君） 自主防災組織の設立届けでありますけれども、今現在、届けが出されている組織はございません。いろんなご相談に、役場に見えておいでになりますが、実際届けを出された町内会はございません。

それと、その資機材の補助要項については、まだ作成しておりませんが、早急に要項をつくって、相談があればそうにご指導申し上げたいというふうに思っております。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

4番（蓬澤 博君） だんだん細くなってまことに恐縮なのですが、まず資機材のリストをある程度明示してあるということであれば、当然各町内会が、ではその予算の範囲内でどれとどれとどれをお願いしようかと、また一生懸命考えるわけですね。そうであるのに、まだ補助金の交付要項をつくっていないということは、地区の皆さんが一生懸命考えて、走って、今まだ受理していませんというか、まだ出ていませんという表現でありましたが、そのあたり地区の皆さんには、もっとわかりやすく早くできるような方策をしっかり当局が決めていただかないと、一生懸命考えているそれぞれの地区の皆さん方に申しわけないことになるのではないかなと思いますが、その点についてもう一度明快な答弁をお願いします。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務政策課長。

総務政策課長（吉田 進君） まず、資機材の整備の前に自主防災組織を設立され、その後資機材の補助の申請という流れになっていこうかと思えます。

そこで、今、資機材の内容ですが、県の補助要項がございまして、その県の補助要項に基づいて町の補助といえますか、大枠は県の補助要項のほうに書いてございます。それを朝日町バージョンのほうに直すところは直したいという考えでいます。

〔発言する者あり〕

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

4番（蓬澤 博君） 私が手を上げる前に町長さんから質問が出たようでありますが、総務政策課長さんの席に、（提示）こういう本をお持ちだと思うのですよ。この中に、私が質問したことが、例示としてすべて載っているのです。そういうものをいち早く地区の皆さんに情報として提供してあげてほしいというのが一貫した質問でありますので、今町長さんがおっしゃいましたように、なるべく早く必要なものを具備してやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。これは、強い要望といたします。

2点目であります。森づくり条例であります。

全国で、この富山県の森づくり条例に類したものが、既に導入している県が16県。議決されて、今どうやって運営していこうかというふうに、保留といたしますか、準備中である県が2県。18県ございます。47都道府県のうち18県ということは、38%強、4割ぐらいの都道府県がそのような取り組みを始めていると。全国で4割といたら、これは1都道府県が対応すべき問題ではないのではないかなと。それで、先ほど質問の中で、魚津町長は国の林政審議会の委員もやっておられると。そういう機会の中で、何らかのアクションを起こしていただければ、富山県が悩む以前に 富山県以外の県も悩んでいると思います。そういうことで、全国レベルの規模のものではなからうかなと思いますが、この点、町長さん、いかがお考えでございますか。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

町長（魚津龍一君） 森林は公益的な機能を有する大切なものだというふうに認識をしております。私どもは、全国の意を同じくするメンバーで、森林水源税の創設連盟をつくっております。これにつきましても、なかなか国のほうでは取り上げていただけない苦しみがございます。その一方、環境省と林野庁が環境税というものを打ち出されたわけでありまして、この問題につきましては、私は、環境税は賛成の立場でいろんなところで話をいたしました。例えば林政審議会でも話をしたわけでありまして、そこにやはり製紙会社の社長さんがおられるわけですね。環境省と林野庁が協力をして目指そうとしたのでありますが、産業経済省、つまり水を多く扱う企業の方々が環境税に対しましてかなり悲観的なんですね。そういうことでなかなか法律ができなかったわけでありまして。

そういう中で高知県を初めとして、富山県が今つくろうとしております森林税ですか、こういうものに取り組んで、先ほど言われましたように、今、約20近くになろうかと思えます。国は省庁と省庁の間柄がございますので、なかなか進まない。そういう状況の中で石井知事

は考えられたことだろうというふうに私は思っております。ただ、先般、知事が市町村長の公の場で言われたことについては、若干さみしい限りであります。

一番これから大きな問題は森林を守る。その中で、国有林はある程度整備できるのですが、民有林の中で 実は今、例えば朝日町におきまして、杉材がもう使える年輪になっているんですね。ただ、それを出してきて、製材にして使うというコスト面からすると、やはり地の杉材を使わないのが現状であるそうでございまして、その中に不在地主がおられるんですね。この問題が一番大きなことであります。

国では、とにかく少しばかりのお金でもって自治体がそういう計画をつくれと。それこそまさに来年度からつくろうとしています森林整備計画もそれに準じているのかなと思ったりしておりますが、小さなお金ではできないのは事実であります。そういうことを常に申し上げておりますので、富山県は、森づくり条例は県議会で議論されておりますので、それが通りますと、県民1人当たり500円出すことになりまして、企業は資本金によりまして金額が違って来るわけですね。私どもの町では、400万ぐらいに相当するのではないかというふうに、それくらいだったか？ そのように一度計算をさせましたが、正確ではございませんが、400万ぐらいであります。それが8割ぐらい来れば私も頑張りたいと思うのですが、「10万円で何とかせい」という先般のお話につきましては、きちっと、それはいかなものかというふうに申し上げたところであります。

とにかく、本来ですと、私は基本的に、京都議定書は国が批准されたわけですから、国がもう少し努力されるべきではなからうかなと思っておるのが今の心境であります。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

4番（蓬澤 博君） 町長の所感をお伺いしました。

もう1つ、京都議定書の話まで出ましたので、ちょっと話は大きくなりますが、半月ぐらい前でしょうか、NHKの報道番組で、日本の大手商社が中国で二酸化炭素の排出権を購入していると。かなり大規模に購入しているわけですね。これは、自国で処理できないから海外でそれを購入してその議定書に書いてある事項を履行しようとしているという、非常に国家的な大きな話になるわけなのですが、例えば富山県であれば氷見の漁協ですか、山に植樹をしたり、水をきれいにする活動を漁業団体がやっているということもあります。そうしますと、これは1市町村でできる話でございませぬので、このあたり、町長は新たな財源を策定する委員会にも参画されておられるはずですので、全国町村会なり、そういう委員会でこ

の税の問題、森林税といいますが、環境税といいますが、そのあたりを議論していただいて、富山県が仮に決定しても、後追いの形で、国のほうからそれを大きく網をかぶせるような形で補完してもらえれば一番いいのかなと思いますので、そのあたりで活躍をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、ケーブルテレビ、行政放送の件であります。永口課長がおっしゃいましたように、期間最終日に期間満了、それも夜見られればそれまでなんですよという、わかり切った説明をしていただいたのですが、それは当然放送期間内ということと考えると、視聴者に非常に不親切・不案内な放送をされているわけです。朝7時から始まって夕方22時までですか、夜の10時まで同じ放送が5回繰り返されているわけなので、その22時の放送分についても、「きょうで終わった放送じゃないか」と当然言われるわけですね。このあたり、何らかの対応をしていただきたいなど。これは、各みられテレビに加入している市・町がすべて同じ悩みを持っておられるのではないかと思います。そのあたりどうなのでしょう。

議長（梅澤益美君） ただいまのケーブル放送について、まちづくり振興課長。

まちづくり振興課長（永口明弘君） 今ご指摘のように、期限が切れて放送しておると。例で申し上げますと、2月3日木曜日から9日金曜日まで、BCGの接種の告知を字幕放送で行いました。それというのは、実際には2月9日木曜日の1時半から5時まで行われておるBCGでございます。例えばそれでいきますと、午後の7時、10時ぐらいに見てしまうと、もう終わってしまっているということになるのですが、それでも朝見れば、ひょっとして忘れておる人がいたら、その午後のBCGの接種に間に合うのではないかという思いで放送しておるといってございます。

先ほども言いましたけれども、週の途中での更新の運用というのは、今、システム上なかなか難しい状況にありますので、そういったものを含めてご理解をいただきたいというふうにご説明したところでございます。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

4番（蓬澤 博君） これも「鶏が先か、卵が先か」みたいな話になってしまうのですが、今、おっしゃいました放送について、翌日であったか翌々日に、一般の方から「あれ、もう期限が切れた放送をやってあったよ」と言われたのは、その放送のことです。昨年まではまだかなりあったというふうに私は思っていますし、現実にそういう放送を見た記憶がございますので、今後、何らかの方策でそのあたりの対応を考えていただければ、視聴者の

皆さんからそういうご指摘がなくなるのではないかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

あと、次の議会放送の再放送の件であります、確かにその日その日によって議会放送の時間は長短があります。これは編集する必要も、当然再放送ということであるわけなのでしようが、例えば違うチャンネルであるとか、放送時間帯を10時以降の深夜にするとかという方法である程度クリアできる部分があるのではないかと思います、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まちづくり振興課長。

まちづくり振興課長（永口明弘君） 議会の放送の再放送について、例えば現在可能な放送時間帯を検討しますと、ちょうど深夜の1時にレギュラー番組が終わりますので、深夜の1時以降とするか、もしくはレギュラー番組を中断して放送するという方法も考えられます。しかし、長時間の放送になりますので、再放送する映像送信サーバーというのが少し容量が不足しますので、そういった機器は大体1,500万ほどかかるようでございますが、そういったものがひとつ必要であるということ。そして、いわゆる深夜とか民間のゴールデンタイムの放送時間になると思いますので、そういった時間で視聴者とか視聴率を確保できるかといった問題も検討の中に入っていると。もう一つは、編集して、時間を短縮して放送すればいいのではないかとといった問題もあると思いますが、議会というのは議員さんとか議長さんの発言だけではなくて、議会の雰囲気自体が重要なケースもございますので、原則編集して放送するということにはなじまないのかもしれないかもしれません。もしやむなく編集するという場合には、だれがどのような権限で編集するかという問題になってきまして、議会広報と同じように、議会の議員のほうに編集委員会を設けていただいて、そこで1時間なり30分番組に編集していただくというような作業になります。この作業というのは大変な作業になると思いますので、終わった後編集作業をして同日に放送するにはかなりの労力というものがかるのではないだろうか。そのほかに、ビデオ・オン・デマンドとか、それからDVDに録画して貸し出してはどうか、いろんなことが考えられます。いずれにしても、今しばらく検討が必要な内容ではないかと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、議員さんには、いつも注意深く見ていただいていることについては感謝を申し上げたいと思っております。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

蓬澤博君。

4番（蓬澤 博君） ほめていただいて、ありがとうございます。

町民の皆さんすべてが機会均等というわけではありませんが、見られない人も違う時間帯で議会を見ることができるということは、当然必要だと思います。今の話でいきますと、物理的、技術的にかなり難しい部分はあるが、何とかできる部分もあるだろうという非常に前向きな答弁であったかと思いますので、そのあたり、近い将来、そういうことができるように強く要望いたします、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（梅澤益美君） この際、暫時休憩いたします。休憩時間は約60分として、1時10分から再開いたします。

（午後0時09分）

〔休憩中〕

（午後1時10分）

議長（梅澤益美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、脇山勝昭君。

〔5番脇山勝昭君登壇〕

5番（脇山勝昭君） 5番の脇山です。議長の指名を受けまして、さきに通告してあります3件につきまして、質問をさせていただきます。

1件目は学校図書館についてお尋ねいたします。

最近、児童・生徒の活字離れ、本離れが懸念されている風潮が社会的問題となっているのは周知の事実であります。しかしながら、読書は児童・生徒の知的活動を活発化し、人間形成や情操を養う上で必要不可欠なものであります。今日、社会の情報化が進む中で、多くの情報の中から必要な情報をみずから収集、選択、活用する能力を育てることが求められております。

そういった中で、学校図書館の役割は非常に重要な役割をっております。文部科学省においても「学校図書館図書標準」を設定し、各教育委員会に通知をしているところですが、なかなか普及していないという現実が報告されております。

子どもの情操教育をしっかりと行うことがこの町の未来を守ることになると思いますが、当町においては、学校図書費の予算額はどれくらいなのか、お聞かせください。

また、各学校における蔵書数は、児童・生徒1人当たり何冊ぐらいで、図書標準を達成

しているのか、お聞かせください。

また、蔵書や読書に関しては、幅広い知識と経験を持った専任の図書司書が必要とされていますが、当町においては全校に配備されているのか、お聞かせください。

2件目は、児童の安全対策についてお尋ねいたします。

この問題につきましては、過去に私や同僚議員も質問してきたものでもありますが、しかし子どもが犠牲となる事件が後を絶たず、毎日のようにメディアで取り上げられています。最近では秋田県で起きた児童殺害事件。この事件では、被害児童の自宅の1軒隣で事件が起きているという、信じられないような事件でありました。ここまで来ると、児童の安全対策を抜本的に見直す必要があると思われまます。

当町においても、各校下に安全パトロール隊が結成され、児童の安全確保に努められておられますが、安全パトロール隊はどのように機能しているのか、お聞かせください。

また、学校外での活動に対しましては、保護者や地区の人にもいろいろと負担がかかってくると思われまます。私は児童の一番安全な場所は学校だと考えまます、児童の安全確保という観点から、児童を学校に18時、夕方6時まで残れるようにできないのか、お聞かせください。

3件目は、病院関連についてお尋ねいたします。

新あさひ総合病院は今年の11月に開業し、住民の健康を守る核としての期待が日に日に高くなっております。患者さんたちの話を聞けば、待ち時間が長いとか、重複受診が不便になったとか、いろいろ不満も聞かれます。また、中には、ベッドがあいているようなのに、なかなか入院させてもらえないという声も少なからず聞こえてきます。が、おおむね満足しているという声が多いと思われまます。

これから一層の充実を期待していた矢先に、今議会において病床数の削減が提案されました。開業してまだ1年も経たないうちに、ベッドが足りなくて入院させてもらえないという声が聞かれる中で、なぜ病床を減らされるのか、お聞かせください。

次に、病院駐車場の整備についてお尋ねいたします。

きょう現在、駐車場は整備されていない状態で、通院患者さんやお見舞いの人たちから不便であるとの不満の声が上がっていることは、周知の事実であろうかと思ひまます。当初は前年度中に整備されるというような説明であったかと思ひまます、なぜこの時期になっても整備をされないのか、お聞かせください。

また、駐車場の完成はいつごろなのか、お聞かせください。

最後に、緊急車両の通路確保についてお聞きいたします。

駐車場の整備の遅れは、来院者に迷惑をかけているだけではなく、緊急車両の通行にも影響が出ているように思えます。時折、正面玄関付近に送迎の車がとまっているのを見かけますが、緊急車両の通路確保は万全なのか、お聞かせください。

以上、3件について当局の答弁を求めますので、よろしく願いいたします。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの脇山勝昭君の質問に対する答弁を求めます。

件名1、学校図書館について、要旨(1)、(2)、(3)及び件名2、児童の安全対策について、要旨(1)、(2)を、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長稲荷 優君登壇〕

教育委員会事務局長（稲荷 優君） 脇山勝昭議員の、件名1、学校図書館について、要旨(1)、学校図書費はどれくらいか、(2)、蔵書数は児童・生徒数に見合ったものか、(3)、図書司書の配備はどうなっているのかについてお答えします。

学校図書館につきましては、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、学校教育を充実することを目的に、学校図書館法により定められております。

学校図書費につきましては、今年度予算では、小学校費が73万3,700円、中学校費が45万9,800円であり、児童・生徒1人当たりの図書費は1,100円の予算を計上しております。次に、蔵書数については、平成5年3月29日付文部省初等中等教育局長通知により、学校図書館の整備を図る際の目標として、学校図書館図書標準冊数が設定されております。

図書標準冊数につきましては、学校の学級数により算出されることになっており、あさひ野小学校においては7,000冊、五箇庄小学校においては5,560冊、さみさと小学校においては8,760冊、朝日中学校においては1万1,200冊となっております。

現在の学校図書館における蔵書数は、あさひ野小学校では3,175冊（率にして45.4%）、五箇庄小学校では3,415冊（率にして61.4%）、さみさと小学校では6,256冊（率にして71.4%）、朝日中学校では1万1,280冊（率にして100.7%）の蔵書があり、廃棄とあわせ、計画的な図書の整備を行ってきているところでございます。

次に、図書司書の配備であります。学校図書館法により、「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」と定めていますが、特例として、11学級以下の学校にあっては、司書を置かないことができるとされております。

現在、12 学級以上あるさみさと小学校には、学校図書館司書教諭資格を持った教諭が 5 名、朝日中学校には、学校図書館司書教諭資格を持った教諭が 3 名おり、学校長により、そのうちの 1 名を司書教諭として任命されております。

次に、件名 2、児童の安全対策について、要旨(1)、安全パトロール隊はどのように機能しているのか、(2)、学校に 18 時までいられるようにできないかについてお答えいたします。

今日の核家族化や少子化に加え、児童・生徒を取り巻く環境が大きな社会問題となっており、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して行うことが重要であると考えております。

学校安全パトロール隊につきましては、学校、保護者、地域住民等関係者の連携により、ことし 2 月に各地区自治振興会が中心となり、小学校区ごとに安全パトロール隊が発足し、パトロール活動を行っていただいていることは、ご案内のとおりでございます。

パトロール活動につきましては、下校時間帯である 14 時 30 分から 16 時 30 分の間において、通学路等を中心に巡回パトロールがなされており、定期巡回については、あさひ野小学校区では地区ごとに月 1 回、五箇庄小学校区では地区ごとに月 2 回、さみさと小学校区では地区ごとに月 2 回の巡回を行っており、そのほかにも不定期に巡回を行っていただいているところでございます。

また、通学路に面した家の方に、安全パトロールの旗を立てていただくなど、ご協力をいただいているところでございます。

町におきましても、17 年度に購入しました青色回転灯を設置した車により、月 4 回、巡回パトロールを行っているところでございます。

このことから、昨年度の不審者の出没と比較しますと、今年度は減少しており、効果が上がっているものと思っております。

今後とも関係機関と連携を図りながら、児童・生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校に 18 時までいられるようにできないかとのことでありますが、管理面から考えたときに、学校施設の管理、居残り児童に対する責任の所在のあり方、スクールバスで登下校している児童との対応をどのようにするのか。また、運営面から考えたときに、ボランティアによる対応について、その確保や事故の責任の所在等、問題点も多くあることから、検討が必要と考えております。

以上でございます。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名3、病院関連について、要旨(1)、(2)、(3)を、あさひ総合病院事務部長。

〔あさひ総合病院事務部長九里正憲君登壇〕

あさひ総合病院事務部長（九里正憲君） 脇山勝昭議員の、病院関連について、要旨、病院の病床数減の理由は何なのか、それから2点目、駐車場の完成はいつごろなのか、3点目、救急車両の通路確保は万全なのかについてお答えさせていただきます。

あさひ総合病院は、公立病院の使命として、救急、保健、福祉との連携のもと、地域医療を担い安定経営を図るために170床から増床し、一般病床200床、結核病床5床の計205床で現在運営をしております。

病院の病床数につきましては、富山県の開設許可により決定されておりますが、現病院は平成10年9月に開設許可をいただいております。

許可後の平成12年の診療報酬の改定から、医療費抑制策と機能分担方針に基づき、外来を重視したかかりつけ医機能を持つ200床未満と、入院を重視した高度・専門機能を持つ200床以上の大病院とに区別をされております。

200床以上の病院では、外来診療料に包括されまして、外来管理加算ができません。しかし、200床未満の開設許可を得ることにより、外来管理加算や特定疾患療養指導料など4種類の指導料のほか、尿中一般物質定性定量検査や尿蛋白免疫電気泳動検査など13種類の検査と、傷の処置であります創傷処置、それから膀胱の洗浄、まつげ抜去など16種類の一般処置の算定ができます。病床の減少分を差し引いても、年間で数千万円の増収が見込めるなど、病院の健全経営を図る上でも有利であり、一般病床を200床から194床に減少し、結核病床の5床と合わせて199床にするものであります。

今回の減少につきましては、あくまでも病院の経営安定化を図るための処置であります。スタッフなど他の要因によるものではありません。

次に、本年度に整備を予定しております駐車場につきましては、本日が入札日となっており、本年秋までには約200台が駐車できる消雪装置の完備した患者専用の駐車場を完成させる計画であります。

緊急車両の通路確保につきましては、駐車場の西側に救急専用道路を設け、救急車が安全かつ迅速に患者を搬送できるよう配慮しているところであります。

以上であります。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

脇山勝昭君。

5番（脇山勝昭君） 答弁、ありがとうございました。二、三再質問をさせていただきます。

学校図書費に関しては、地方交付税の中に含まれてきておるんでしょう？ その地方交付税の中には学校図書費として、きちっとして項目として乗っかってきているわけでしょう？ その地方交付税に乗っかっている額と今言われた額とは同じものですか。同じ額が使われておるのですか。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（稲荷 優君） 今おっしゃいました地方交付税に算定されているかということですが、文科省の課長通達によりまして、「公立義務教育諸学校の学校図書館の図書の購入に要する経費の地方財源措置について」ということで文書が来ております。その中で、平成14年度から5年間、地方交付税措置が講じられるということになっております。17年度の地方交付税の算定基準の中に、今言いました金額が含まれてございます。

以上です。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇山勝昭君。

5番（脇山勝昭君） 地方交付税に算定されてきて入っている額と今使われておられる額は同じですかと聞いたのです。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

教育長（永口義時君） 地方交付税というのは、議員もご承知のとおり、財政需要額から収入額を差し引くということになりますから、今、町の場合は、その単価でどのような算定をしておるかということは、私どものほうでわかりませんので、それは財政のほうの担当がどのような基準で計算するかということになってまいりますので、そのように……。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇山勝昭君。

5番（脇山勝昭君） この図書の購入に関して、今も地方交付税で入ってくるんだと言いましたけれども、文部科学省のほうでは、図書を買うお金が欲しいというふうに地方自治体が手を挙げた場合は、それを地方交付税として出すというような方案があるんですね。学校図

書整備費というものが文部科学省にありますので、もしこの町で図書費がもっと欲しいというふうな決議がなされれば、その額は上回って、年度途中であっても出てくるというふうなのが文部科学省のホームページに載っておりましたので、一層の図書充実を図るためにこの地方交付税を利用したらいいのではないかというふうに思ったものですから、今の質問になったわけでございます。

それは、また詳しいのは調べて報告していただければ結構ですが、蔵書数、これは図書標準という言い方をするのですが、クラスによって図書の数が決まってくるというものだったのですが、私の持っている資料では、17年度、これも文部科学省のホームページから見たのですが、17年度4月の段階で、朝日町、小学校に関しては、図書標準は設定の25%未満というふうになっておるんですね。ところが、今の答弁では、かなり、60%を超えたり71%を超えたりしています。二、三十%の開きがらくらくあるのですが、これはどういったことでこういう開きが出てきているのでしょうか。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（稲荷 優君） 議員さんがお持ちの資料はよくわかりませんが、実態調査ということで各学校の蔵書数を調べてみました。その報告が、先ほど言いましたように、その冊数分になるというふうに思います。ただ、計算の仕方は、先ほど言いましたように、学級数で計算しておりますので、そこらあたりちょっと違うのかなというふうに思います。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇山勝昭君。

5番（脇山勝昭君） 数字を追いかけていってもしようがないですけども、とにかく子どもたちのためにいい本をちゃんと学校図書館に置いておいてほしいと。そのために、町の財政が厳しいのであれば、もう一度、こちらのほうから手を挙げて学校図書整備費の要求されたらどうですかということなので、こちらのほうは要望にさせていただきます。

次に、図書司書に関してなのです。

この質問は、私は数年前にもしてありまして、司書教諭で補うことができるという答弁はそのときもいただいているのです。ところが、私は、そのとき再度質問しまして、先生には転勤がありますと。転勤で司書教諭がいなくなった場合は、どうするのですかというふうな聞き方をしている。今の場合も何カ所か司書教諭がおられない学校があると思いますが、そ

れに対してどう考えておられるのか、お聞かせください。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（稲荷 優君） 確かに学校のほうでは、先ほどお答えしましたように、司書の資格を持った方が何人かおいでになります。また、ほかに、おられないところもあります。おられるところにつきましては、それでよろしいかと思うのですが、なくならないように、人事異動のときについては、教育事務所のほうに配慮をしていただきたいということで要望をしておるところでございます。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇山勝昭君。

5番（脇山勝昭君） いなくなってから要望してもだめなのよ。もういなくなっているのだから。そうなのでしょう？ これは、子どもたちがかわいそうじゃないですか。町の学校でありながら、学校間格差を生んでいる実態があるわけでしょう？ 子どもたちにおいては、これは早急にちゃんとしなければいけない問題なんですよ。そこをどうするのですかと聞いている。

議長（梅澤益美君） ただいまの図書司書の質問に対する答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（稲荷 優君） 先ほどお答えしましたが、11学級以下については特例として置かないことができるということになっておりますので、12学級以上のところについては、そのようなことのないように配慮をお願いしているということでございます。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇山勝昭君。

5番（脇山勝昭君） だから、配慮をしているのであれば、先生の転勤の前にちゃんとそこを考えておかなければいけなかったはずなのに……。で、今、いなくなって、あわてて配慮しているという答弁は、後手後手に回っているということなのです。

残り今年度中、来年の3月まで、何とか今度はいないところに資格を持っている先生を回すという方向で、確実に司書教諭がいなくなる学校をつくらないという気持ちでもって対応していただきたいなと思います。これも要望にさせていただきます。

次に、安全パトロール隊の機能なのですが、今言われましたけれども、月に2回以上の巡回だということだと思います。これも地区のボランティアの皆さんには頭の下がる思いで、

子どもたちの安全を守っていただいているのだという面においては、我々保護者の1人として非常に感謝しているという思いがあります。

ですが、最近、こういう盲点を突いた犯罪が起きてきている。そこが問題なのです。家まで送れば安全なのか、家の近くまで送れば安全なのかという問題が、今、全国的に問われている時代であります。そういう問題提起されているときにこそ抜本的な見直しが必要なのではなかろうかと思うわけでございます。

私が質問でも言いました、子どもたちにとって一番安全な場所はどこかといえば、学校なんです。学校に残れるような方策を直ちに始められたらと思うのです。何がネックになっていて学校で18時まで預かるということが進まないのか。その辺をちょっとおっしゃってください。

議長（梅澤益美君） ただいまの安全パトロールの質問に対して答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（稲荷優君） 授業が終わって18時までだれが面倒を見るかという話ですが、だれがそれを行うかが一番大きな問題だというふうに思います。それが解決できればいいのですけれども、それができないというか、それが難しいということでございます。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇山勝昭君。

5番（脇山勝昭君） 「だれが」と言われれば、先生が真っ先にやればいい話です。先生の給料の中には、一般で言う残業手当みたいなものが、活動指導手当とか何とかという名目で最初から含まれているはずですよ。だから、部活なり時間外活動を指導するだけの給料が含まれていると。これは、何年か前の私の質問のときに、答弁であったと思うのです。今の先生はそういうことを忘れておられるのではないかなと思うんですよ。早く子どもを帰せば私の責任は終わると思っておられるのではないかなと思う。その辺の意識改革がまず必要であって、これは積極的に話されたいと思います。朝日町教育委員会が先生のところへ行って、朝日町の学校で教員をなさる以上は、こういうことをやってくださいと。それは、指導できてしかるべきだと思います。

あとはボランティアをどうやって集めるかとか。今だって、郊外においては、地区の住民の方たちの気持ちによって安全パトロール隊というのがつくられて活動されておられるわけですから、その人たちに学校の中へ入って子どもたちの相手をしてもらうとか、そういう発想の転換があろうかと思えますよ。だって、学校の中が一番安全なのですから。そういうこ

とは積極的にやっていってほしいと思うのです。

後出しじゃんけんのように、できたからこうだという、今の世の中、それでは安全は守れないんですよ。そここのところをきっちり積極的に考えていただきたいと思います。これも要望にさせていただきます。

次は、病院のほうを質問させていただきます。

病床数が、今言われたような問題で、6床減ったということになりました。本当に医療スタッフの不足が1つの原因とはなっていないのでしょうか。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

あさひ総合病院事務部長。

あさひ総合病院事務部長（九里正憲君） 全国的な医師、看護師不足ということはあるんですが、今回の病床数の減少につきましては、あくまでも病院の安定経営ということ、将来にわたりまして多額の負債も抱えますので、それを加味してやるものでございます。

以上であります。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇山勝昭君。

5番（脇山勝昭君） 不足は原因となっていないという答弁なので、これ以上ここに入れば押し問答になるのでしょうか.....。

では、外来の算出額は200床以下になれば有利になるという答弁がございました。特定疾患の指導料とか検査においても算出できる。それが病院の収益につながるのだ。安定経営につながるのだということをおっしゃいましたが、病院側から見れば収入が増えるかもしれませんが、患者さんから見ればどうなのでしょう。患者さんの負担増になるということはありませんか。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

あさひ総合病院事務部長。

あさひ総合病院事務部長（九里正憲君） 確かに病院の収入が増えるということは患者さんの負担も増えるかもしれませんが、今後長期にわたり町民の健康を維持していくための病院であります。町民みんなで支えていただければと思いますので、よろしく願います。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇山勝昭君。

5番（脇山勝昭君） 町民みんなで支えていただければというのは、ここへ来て初めて出ま

したけれども、この場で聞かれ聞かれしてようやく答えたという説明責任のあり方をどう考えておられるのか。紙に書いて、これから病院の中に張り出しでもしますか。訪れる患者さんほか、これから通おうと考えておられる患者さん予備軍の方々に対して、どう説明されていくのか、お聞かせください。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

あさひ総合病院事務部長。

あさひ総合病院事務部長（九里正憲君） 病床数の減少につきましては、今後、新しい条例を添付して県のほうに申請することになります。その後県から許可をいただいた段階で診療報酬の算定を社会保険事務局のほうに申請するわけですが、それが成った後には病院の正面等、掲示するところにきちんと算定ができるという旨を表示していきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇山勝昭君。

5番（脇山勝昭君） 答弁、ありがとうございます。

ちゃんと説明していただくというのは、きちっと私も病院へ行って確認したいなと思います。

とにかく患者さんにとっては、行きやすい、かかりやすい、入院していれば過ごしやすい、闘病しやすい病院であることを常に望んでおるわけですから、そういう患者さんの思いにこたえられるような病院であってほしいなと思います。

次に、駐車場の完成は秋ということになりましたが、答弁にありましたが、なぜここまで遅れてきたのか。その遅れた主たる原因は一体何だったのか、お聞かせください。

この駐車場が整備されないということは、かなり患者さんに負担を押しつけているということなのだ。特に障害をお持ちの患者さん、障害までとは言わなくても、ちょっと歩くのが不便な患者さん、こういう人たちに本当に負担を強いていると思うのです。そういうところから一日も早く駐車場整備をしていただきたいのですが、なぜこうやって遅れてきたのかというのをもう一度お聞かせください。

議長（梅澤益美君） ただいまの病院駐車場について、あさひ総合病院事務部長。

あさひ総合病院事務部長（九里正憲君） 病院の整備事業につきましては、今年度でこの駐車場が最後になるわけでありまして、後顧に憂いを残さないように計画に時間を要したため、

それときのうも説明がありましたように、今予備指名をして共同企業体を組んでいただいたということで今日に至ったというふうに理解をしております。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇山勝昭君。

5 番（脇山勝昭君） これからおいおいにそういう事態もわかってくるでしょうから、その辺に関する質問はやめておこうかなと思います。

緊急車両の通路確保、最近では割とスムーズに通ったりしますが、ちょっと目を離せばやはり正面玄関先まで送迎の車が入ってとまっていたりしています。営業車はもちろん入ってきます。その降り口側の整備だけでもちょっときれいにできないものなのか。鉄板を置いて安全対策を講じられないものかと思うのですけれども、その点についてはどう考えておられるのか聞かせてください。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

あさひ総合病院事務部長。

あさひ総合病院事務部長（九里正憲君） 先ほども申し上げましたが、本日が入札日となっております。あすから工事が始まりますので、その中でできることをやりたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

脇山勝昭君。

5 番（脇山勝昭君） 入札が始まって、それが終わったら考えるという、始まるまでの期間

あそこは、もうすべてがたがたの状態ではないですか。ちょっと歩くのが不都合な方は転びそうになってあそこを歩いていたりするではないですか。病院へ行く前にけがをされたらどうするのですか。そのまま病院でもうかったということを言うのですか。そんなばかなことはやめてくださいよ。早急にあそこは何とか改善して下さい。そういう要望をもって私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（梅澤益美君） 次に、稲村功君。

〔 15 番稲村 功君登壇 〕

15 番（稲村 功君） 稲村功であります。通告してありますように、3項目にわたって質問いたします。

まず、第1に、教育問題について。

その1、教育基本法改定について伺います。

私は、小泉内閣が提出した教育基本法改定案を読んでみました。現行の教育基本法とどこが大きく改定されているか検討してみました。

大きな違いは2点あると思います。その第1点は、現行教育基本法の第1条に強調されている「人格の完成」という教育の目標を大きく変え、「国を愛する態度」を明記したことにあります。第2点は、現行の教育基本法第10条は、教育の不当な支配を許さないために、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」ということを明記しております。この「国民全体に対し直接に責任を負う」とした部分を削ってしまい、かわりに「法令に従う」ことを明記したことだと私は考えます。

この2つのことで、人格の完成を目指す教育が国策に従う人間をつくる教育へ180度転換され、心の内面、良心の自由を侵すことになり、危険な国家統制を目指す教育が復活するおそれが出てくると思います。これは、学校と教育だけでなく、日本の進路に大きくかかわる問題だと考えます。教育長の見解を述べていただきたいのであります。

また、小泉内閣の関係者たちは、少年犯罪や耐震偽装問題、あるいはライブドア事件などを教育のせいにして教育基本法の改定を言っておる向きもありますが、それは逆であります。現行の教育基本法の目標を追求しないで、これと逆行した競争と管理の教育を押しつけてきた結果だと考えます。

今、子どもと教育をめぐるさまざまな問題は、教育基本法の改定で解決できるどころか、それは一層競争と管理の教育が強められると考えます。

教育長は、子どもと教育をめぐる、心痛むさまざまな問題は、教育基本法の改定で解決できるとお考えかお答えください。

教育問題の第2点、学校給食について伺います。

学校給食に朝日町で生産された一等米のコシヒカリや、アスパラガス、小松菜など野菜や魚介類などを提供することにより、児童・生徒が食を通して郷土の味や生産に携わる人々、社会との関係を自然に学びとる貴重な場となるのではないかと考えます。食育基本法の趣旨もそこにあるものと考えます。同時に地域の生産者や農家にも励みになるのではないのでしょうか。

町の学校給食に地産地消の朝日町の食材を取り入れるべきだと考えますが、当局の考えを問うものであります。

第2の項目、児童の福祉について。

その1、児童館の建設について伺います。

昨年7月に待望久しかった児童館が開設されました。開設以来約半年間で6,000人もの利用者があったと、さきの3月議会で報告がなされております。これはいかに望まれた施設であったかを物語るものであります。

しかし、この児童館を利用している子どものほとんどは施設周辺の泊地区の子どもたちであります。8号線から山側の子どもたちにとっては、利用するのは困難であります。

ぜひとも町の南側に児童館を建設する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

2番目の学童保育、延長保育についてであります。

共働きの若いお父さんやお母さんから、勤め帰りの時間まで子どもを学校にいさせてほしいという声が聞かれます。

最近、全国で、学校の空き教室や公民館などを利用した学童保育が増えています。親が仕事で子どもの面倒を見られない放課後や夏休みなどに専門の指導員を配置して子どもたちを預かるのが学童保育であります。

学童保育には、指導員に対する手当や施設整備、遊び道具に対し、国や県も一定の財政支援を行っております。

現在、朝日町では、学童保育は1カ所も実施されておられません。要望の強い地域から順次実施していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

昨年、町の保育所で延長保育が実施されるようになりました。桜町保育所、大家庄保育所では午後7時まで、ひまわり幼稚園では午後9時まで延長保育が可能となり、住民から大変喜ばれております。しかし、その他の保育所では、5時15分までの45分間の居残り保育が行われているだけで、これでは仕事が終わってからでは間に合わないとの声も寄せられております。

要望があるところでは、延長保育を実施すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

3番目、保育料の軽減についてであります。

少子高齢化の中で子どもさんたちを育てていくのは大変費用がかさみます。町のほうでも今年度から、小学校6年生までの児童に、1カ月1,000円を超える医療費の無料化や、あるいは先般一時問題が生じましたが、子どもの養育に対する児童手当の問題にも、支給が増え、努力されておるのは大変可とするところではありますが、何分にも、今、保育料は大変大きな負担となっております。

それで、少子高齢化対策の一環として、保育料の引き下げを検討する考えはないか質問す

る次第であります。

3番目に、障害者福祉対策として、障害者自立支援法について伺います。

障害者自立支援法がことし4月から順次施行されております。これまでの障害者支援費制度では、障害者がホームヘルプサービスなどを利用するときは、支払い能力に応じた負担がありました。ですから、ホームヘルプサービスの場合、費用を負担していたのは利用者の5%程度で、残りの95%の人は無料で済んでおりました。それが、障害者自立支援法では、生活保護世帯以外の人はずべて1割負担とされ、一挙に1万5,000円から4万円以上の負担増となります。障害が重く、多くのサービスを必要とする人ほど負担が重くなり、お金がなければ支援が受けられない事態となります。これは、障害者自立支援法の目的である「障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援を行う」ことから逸脱するものであります。

国は、利用者負担について、負担が増え過ぎないように配慮するとしておりますが、低所得2の場合、障害者年金1級、月額8万3,000円相当の収入のうち、2万4,600円を負担せざるを得ません。これでは収入の3割を利用料として支払うことになり、配慮などと到底言えるものではありません。

また、授産施設で働いている障害者は、これまでは利用料が無料だったのに、4月から全国的に1万～3万円の利用料を支払っていることが判明しております。施設利用料負担が工賃収入を上回り、働く意欲をなくし、施設利用を断念する深刻な事態が相次いでおると報道されております。

また、4月から施設の収入の基準となる報酬単価が引き下げられ、支払い方式が月額制から日額制に変えられたことで、施設の運営自体が大変厳しくなっております。

当局は、朝日町の障害者、あるいは授産施設の実態をどのようにつかんでおられるかお聞かせください。

以上、3項目について質問いたしました。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。休憩時間は約15分間として、2時15分に再開いたします。

（午後2時02分）

〔休憩中〕

（午後2時15分）

議長（梅澤益美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの稲村功君の質問に対する答弁を求めます。

件名 1、教育問題について、要旨(1)、(2)を、教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長稲荷 優君登壇〕

教育委員会事務局長（稲荷 優君） 稲村功議員の件名 1、教育問題について、要旨(1)、教育基本法改定についてにお答えいたします。

教育基本法は、戦後我が国の教育の基本を確立するために、昭和 22 年施行されました。教育の基本理念、義務教育の無償、教育の機会均等などについて定められており、学校教育法や社会教育法などの教育法規の根本法となるものであります。

教育基本法が施行されてから半世紀がたち、その間教育水準が向上し、生活が豊かになる一方、都市化や少子高齢化の進展などにより、教育を取り巻く環境は大きく変わってきました。近年、子どものモラルや学ぶ意識の低下、家庭や地域の教育力の低下などが指摘されており、若者の雇用問題なども深刻化しています。

このような中で、教育の根本にさかのぼった改革が求められ、将来に向かって新しい教育の基本理念を明確にし、我が国の未来を切り開く教育を実現するために教育基本法を改める必要があるとし、平成 18 年 4 月 28 日に教育基本法改正案が国会に提出され、審議されたところではありますが、6 月 15 日に継続審議になったところであり、次期国会で審議されることになり、今後の動向を見守りたいと考えております。

次に、要旨(2)、学校給食についてお答えいたします。

国では、食生活指針を策定し、食事を通じた人とのコミュニケーションを図ることを勧めており、地域の産物や旬の食材を使い、自然の恵みや四季の変化を楽しみ、食文化を大切にすることを奨励しております。

現在、学校給食における地元産物等の使用状況につきましては、基本物資であるパン、米飯、牛乳については、財団法人学校給食会の委託業者と学校が年間契約を取り交わし供給しており、野菜や肉、魚といった生鮮食料品につきましては、学校ごとに地元業者から納入されております。

昨年 11 月に当町におきまして「学校給食とやまの日」として、地元農産物を使用した学校給食を実施したところであります。バタバタ茶、みそ、小松菜、柿酢醤油、朝日産大豆を使用した献立、JA あさひ野農協が主催した「小さな八百屋さん」事業で自分たちが栽培、収穫した野菜を取り入れた献立を実施したところでございます。

また、学校田におきましては、みずから田植えや稲刈りを経験することにより、労働のつ

らさ、楽しさ、大切さや、作物に対する愛情や収穫の喜びを体験し、さらには生産者を交えた会食を行い、生産に携わる思いや苦労話などを聞き、生きた教育の場に取り組んできたところであります。

このように、学校給食に地元農産物や県内産食材を取り入れることにより、子どもが地域の豊かな自然の恵みに触れ、地域での生産や流通、販売等の仕事に携わっている人々への理解を求めることが期待され、さらに学校給食を生きた教材として活用することにより、学習活動も身近で、興味、関心の高いものとなることを考えて、今年度も実施したいと考えております。

以上でございます。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

次に、件名2、児童の福祉について、要旨(1)、(2)、(3)及び件名3、障害者施策について、要旨(1)を、町民ふくし課長。

〔町民ふくし課長林和夫君登壇〕

町民ふくし課長（林 和夫君） それでは、件名2、児童の福祉について、要旨(1)、(2)、(3)についてお答えいたします。

まず、児童館の建設並びに学童保育についてお答えいたします。

児童館は、近年の核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加、家庭や地域の子育て機能の低下など、子どもや家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子どもたちに適切な遊びや生活の場を提供して子どもの健全な育成を図る拠点施設として、昨年7月に開設をいたしましたところであります。

児童館の利用状況につきましては、1日平均約40名の利用となっております。

放課後の低学年児童が安全に、健全に遊ぶことができる有用な施設ではありますが、子どもの行動できる範囲が限定されるため、児童館を利用したくても利用できない子どもがいることは事実であります。

しかしながら、この課題は、第二の児童館を整備することによって解決できるとは考えにくいものがあります。

なお、地域の子どもたちのためのよりよい環境づくりのため、各地区にあります拠点施設を活用した子育て支援事業の展開によっては、児童館と同じ役割も期待できることから、授業の終了後に適切な遊び場の提供や生活指導を行う、いわゆる学童保育の導入について、地域の皆様の意見等を拝聴するなどして、検討してまいりたいと考えております。

次に、延長保育についてお答えいたします。

保育所児童の通常の保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までとしておりますが、従来から桜町保育所及び大家庄保育所にあつては午後7時まで、ひまわり幼稚園では午後9時までと土曜日の午後6時までの時間帯で申し込みを受けて延長保育を実施しております。6月現在の利用状況につきましては、延長保育利用児童数は全児童数400人のうち133人が利用、土曜延長保育の利用児童数は50人となっております。

また、境、宮崎、泊南部、西部、南保、山崎の保育所におきましては、午後5時15分までの間で申し込みを受けて保育を実施いたしております。

次に、入所児童に係る保育料につきましては、毎年度、世帯の所得状況に応じた階層区分ごとに定められた徴収基準額により負担額を決定し、毎月納付をいただいているところであります。

階層区分ごとの保育料は、当町におきましては、3歳以上の児童の場合、1階層の無料から7階層の3万6,500円までの範囲で、3歳未満児の場合は、1階層の無料から7階層の4万700円までの範囲で、所得に応じて保育料を定めております。

なお、軽減措置でございますが、2人以上の児童が同時に入所されている場合は、保育料負担が過重にならないよう、2人目の児童につきましては保育料を2分の1に、3人目以降は10分の1に軽減する措置を講じております。さらに、第3子以降の児童が入所した場合は、同時入所でなくとも保育料を2分の1に軽減する措置を行っているところであります。

これらの軽減措置により、平成17年度の決算見込みにおきましては、約1,690万円の保育料が軽減される見通しであり、これは軽減前の額の14.1%に当たるものと見込んでおります。続きまして、件名3の障害者施策の障害者自立支援法についてお答えいたします。

障害者自立支援法は、本年4月1日から施行されたところであります。この法律は、1つには、身体障害、知的障害、精神障害ごとにそれぞれ運用されてきました制度体系を一元化すること。2つ目には、サービス体系を利用者本位に再編すること。3つには、障害者に対する就労支援を抜本的に強化すること。4つには、支給決定を透明化、明確化すること。そして、5つには、制度の安定的な財源を確保することを目的としたものであります。

ご質問のありました利用者負担につきましては、従来は本人もしくは世帯の所得段階に応じた応能負担から、新しく原則1割の利用者負担と食事等の実費負担が導入されたところであります。

しかしながら、利用者にとって過度な負担とならないように、所得に応じた負担上限額が

設定されるとともに、所得の低い方にはさらに低い上限額が設定されております。それに加え、個別減免や補足給付が行われるなど、低所得者の方に配慮した負担制度となっております。

当町におきましては、障害福祉サービスを利用している方とご家族に対し、この制度改正について事前にご案内するとともに、必要な方には個別に面談等でご説明をしてきたところであります。

当町の場合、現在、施設入所者は32名おられますが、そのうち個別減免を受けている方が15名、食費や光熱水費等実費の補足給付を受けている方が31名おいでになりまして、施設入所のすべての方々が軽減措置を受けておられます。

また、在宅でホームヘルプ、デイサービス、短期入所、通所授産施設などを利用している方は現在22名であり、昨年度の20名の利用に比べ、利用者数が増えています。そしてまた、それぞれの利用回数については、前年と比較をして、ほぼ変動はございません。

障害者自立支援法の施行により、利用者負担額は若干増えておりますが、低所得者の方々に配慮したさまざまな軽減措置が講じられていることもあり、当町の利用者におきましては、1割負担が導入されたことを理由とするサービス利用回数の減少があるとは、現在のところ、認識をしていないところであります。

以上であります。

議長（梅澤益美君） どうもご苦労さまでした。

ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

15番（稲村 功君） まず、教育基本法の問題であります。今、教育委員会の事務局長の答弁では、現行の教育基本法が果たした役割を淡々と述べられて、それが環境の変化によって改定が求められるということで改定案が審議、継続審査となったということで、動向を見守りたいというお話でありました。

私は、問いただしているのは朝日町教育委員会としての今の教育基本法の役割の認識であります。認識と改定案の比較、それを単刀直入に感じたことをまずお聞きしたいのです。つまり、今の教育基本法の理念をどうして変えなければならないということなのか。あるいは、変えなくてもいいのか。そこらあたりをお聞きしたいのですが。

議長（梅澤益美君） ただいまの教育基本法の質問に対する答弁を求めます。

教育長。

教育長（永口義時君） まず、稲村議員にお断りをおきますが、国の法律改正、教育基本法の改正でございますけれども、これについては、私ども末端の教育行政をつかさどる者として、国からこういった基本法を変えますよというような通知あたりは一切来ておりません。改定案の通知も何もないわけです。そういった中で議論をしていかなければならないということでございますから、本来ならばその法律が制定されて、それが制定された段階で県なり市町村の教育委員会に、こういった法に基づいて学習指導なりをやりますよということで来て初めてこちらが動くという形になるわけでありまして、今おっしゃっておられます教育委員会としての考え方ということになりますと、まず今言いましたような前提があるということの中で議論をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

15番（稲村 功君） 今の教育基本法をしっかりと守った教育を 今、変わっていないわけですからね。現行の中で教育基本法に沿った教育を行う。これは当然のことです。つまり、国家公務員として法を遵守するというのは当然でありますから、その点を押さえてこれから教育行政をしっかりと行っていってほしいと。

私がここでどうしても強調しておきたいのは、戦前の教育が国家権力の強い統制、支配のもとに置かれていたということ。そして、画一的な教育が押しつけられて、それがやがて軍国主義に染め上げていった。軍国主義に走っていったと。こういう痛苦の反省から現在の教育基本法があるということを強調したいと思います。

これは余談にはなりますが、NHKで「純情きらり」という朝の連続ドラマがあります。ちょうどけさの場面は、戦前の教育がどんなものであったかということを示していたシーンがありました。それは、女学校の教師の姉さんが万葉集の防人の歌の授業で、校長並びに視学官の前でその授業をさせられるわけです。それには裏がありまして、姉さんが左翼運動をしていた人と仲良しになっていたということ。そのことでもって先生が免職の危機に立たされる、そういう場面でありました。あそこは軍国主義教育、戦前の教育がどんなものだったかということを実に物語っていたと思うのですが、ああいうことにならないように、やはり今の教育基本法というものをしっかりと守る必要があると、私はそのように考えますし、これからも教育の戦前への復帰、あるいは教育基本法の改定は憲法の改定と一緒にセットされて論議されているわけでありまして、そういうものをこれからも運動として強めてい

かなければならないというふうに思っております。

次に、学校給食の問題であります。今ほど米とパンは県の学校給食会からの業者でして、副食としての材料は地元のものを取り入れているということでありましたが、それは恒常的になっているのですか。そこをちょっとお願いいたします。

恒常的というのは、毎日、年間通じてなされているか。その点をひとつはっきりしてください。

議長（梅澤益美君） ただいまの学校給食について、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（稲荷 優君） パンとか牛乳につきましては、地元から仕入れております。それから、野菜とか肉、魚といったことについても、地元の業者から仕入れております。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

15番（稲村 功君） 地元の業者というよりも、肉とかそういうものはいたし方ないとして、野菜、あるいは魚介類、地元でとれるものはやっぱり地元の子どもさんたちに食べていただくということが基本でなければならないのではないかと。

隣町の入善の学校給食というのは非常に進んでおりまして、何か4校が文部科学大臣賞を受けたということをご存知かもしれませんが、あそこでも地元の方たち、あるいは生産グループと一緒に、学校ごとに契約を結んでなされていると。こういったものを朝日町でも取り入れていくべきではないかと。

今、例えば朝日町の小松菜だとかアスパラガスが地元ということで、地元というか近くでとれたということで、入善の学校給食に取り入れられているということも聞きます。だから、朝日町も、朝日町でとれたものは原則として朝日町の子どもたちに食べていただく。アスパラにしる小松菜にしる、あるいは宮崎の灰付ワカメにしる、そういうものをどんどんやっぱり朝日町の児童に提供するのがいいのではないかと。

その点について、これは年間365日というのは大変かとは思いますが、やはり連続して、常に食卓に朝日町のものがあるというふうな状態にしてはいかがかと。それがまた農家の人たちにとっての励みにもなるのではないかと。また、農家の人たちも、私、ちょっと当たって見たのですが、「おう、そういうのなら、いくらでも協力する」というような人がおられますからね。それだけでは、恐らく農家の人はもうかるわけでもないですね。そういう点で、やっぱりそういう施策を追求してみることが大事ではないかということですが、その

点、いかがですか。

議長（梅澤益美君） ただいまの学校給食の食材について、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（稲荷 優君） 地元の食材を使用してほしいということでございますけれども、やはり給食につきましては、それなりの量の確保、それと継続的な数量の確保が必要だというふうに思っております。そのほかに、給食材料を卸しておいでになる業者さんのことも考えていかなければならないということもありますし、そういったことはやっぱり必要ではないかなというふうに思っております。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

15番（稲村 功君） そういったことというのは、つまり地元の業者さんとの関係だとか、そういうことですか。私は、子どもさんたちに、地元でとれたものは地元で食べてもらうというのが、これは鉄則としてあって当然ではないかと思うのですが。

ある元PTAをやっておられた人に、「『朝日町でとれたもん、子どもたち、食べとらんがじゃないが』と言われ、それを聞いてびっくりした」と言われたんですね。「おれら、ずーっと、つくったもん、みんな子どもに食べてもらっておったと思っておったけど、これはちょっとおかしい」という意見もあります。やっぱり食材は、原則として地元のもの、地産地消でいくべきだというふうに考えます。

それから、米の問題ですが、これは学校給食会での業者ということで、業者であって、地元の朝日町のコシヒカリの一等米は、今の児童には供されているのですか。そこらあたり、それ自体ももしなっていなかったら、やっぱり改善していくべきではないかというふうに思うのですが。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

町長（魚津龍一君） あえて私から申したいと思いますが、地産地消、確かにわかるのです。しかし、先ほども事務局長が答えておりますように、それぞれの学校に納入しておられる業者がおられるんですね。今、議員さんの話は、農家から直接買えばどうかという話だと思います。そうすると、今の日本の中で、朝日町の中で学校に納めている青果物の流通業者、その人の生計が脅かされる場面が出てくるんですね。そういうふういきちっとらえていたきたいと、まず申し上げたいと思います。

それから、財団法人学校給食会については、私も少し調べさせていただきました。これは、

戦後、物が無いときにでき上がった組織なんですね。職員がかなりおられます。パン、米、牛乳、これがそこで入札にかけられるのです。だから、例えば牛乳1つとっても、私どもで生産・販売しておられる方の入札行為なんですよ。それで、朝日町の学校に牛乳を納められないというのが実態にあるのです。

米につきましては、朝日町の米を使っているかどうかはわかりません。それは、学校給食会で、富山県で全体的に確保されるわけです。だから、私どもの町の予算でもコシヒカリを食べさせてくださいということでそのプラス、差額を出してやっているわけですよ。本当に朝日町の学校に米を納めておられる業者が朝日町のコシヒカリか否かというのはわかりません。そういう実態を踏まえて考えていただければ幸いかと、かように思います。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

15番（稲村 功君） 隣町の例を持ち出してなんですが、隣町はJAと提携して、やはり入善でとれたコシヒカリ一等米は入善でしょう。それは365日全部でないかもしれませんが。私は、それは確かめておりませんから。しかし、ある特定の部分、やはりこれは朝日町の一等米を児童に食べてもらおう。これは親としても当然の願いでもありますし、何といたっても食育基本法の精神からしても、そのほうがベターでないかと。これからは町長さんのほうで、やっぱり検討していただきたい。JA関係からいえば、入善のほうが非常にそういう点では努力しておられるというふうに聞きます。それは伝聞でありますからわかりませんが、そういうふうに聞きますので、そういうこともまた検討していただきたいと思います。

次に、学童保育であります。先ほど一般質問で脇山議員が生徒の一番安全な場所は学校だとおっしゃった。それは、まさにそのとおりであります。やはり学校に生徒・児童を親御さんが来られるまで預かってもらおうというのは、私もそれは大賛成であります。それを教育委員会のほうから、だれがそれを行うかというのは問題だというふうにおっしゃったときに、それは当然教師の責任、教師の行う範疇のような発言をされました。しかし、これは、私は間違いだと思います。教職員の給料の中に、児童の保育に関する部分、それは、時間延長までの部分は含まれていない。教師の熱意のもとで行われる居残り授業だとか補習事業だとか、あるいは部活、これはあくまでも教育の問題であります。それには先生方の非常に大きな犠牲をもって臨まれる場合もありますが、しかし保育は、これはやっぱり学校の先生方の責任に課しては、私はいけないと思います。先生方には児童の教育に専念してもらおう。体育もすべて含めて専念してもらおう。そのことこそが求められるべきであって、この保育に関するよ

うな問題は、これはまた別の問題でありまして、学童保育ということで、主に学童保育は厚生省の管轄であります、またその学童保育の事業の助成だとか、すべてそういうのは学童保育の厚生省の支援事業だとかはあります。それを活用して学校に居残ってもらう生徒を預かるのは、やはり地域のボランティアだとか、それから父兄だとかというもので行われるべきだと。学校での居残りのことは、そういうことで解決するべきだと私は思います。

それから、脇山議員も言った学童保育、今やこれは非常に重要であります。この学童保育については、やはり研究していくべきだと。朝日町では学童保育はまだ1カ所も設置されておりませんが、子どもの安全な居場所としての学校、ないしは学校に順ずる地域の公民館だとか空き家だとかそういうもので地域が一体となった学童保育を研究していくべきではないかと。学童保育を設置するために努力すべきではないか、そういうふうに考えますが、これは、町長のほうでまた何か構想があったら、ひとつお願いします。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町民ふくし課長。

町民ふくし課長（林 和夫君） 学童保育の必要性につきましては、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、やはり必要だと。放課後、特に低学年のお子さんにとりましては必要だという認識のもとにおきまして、先ほど申し上げましたのは、やはり各地域のほうにおいて実施をするということが基本になりますので、その施設でありますとか、あるいはまた先ほど議員さんもおっしゃいましたように、指導者、あるいはボランティアの皆さん方の協力が不可欠でありますので、そういうものに関しまして、それぞれの地域においてそういったふうな施設であるとか、あるいはまた指導者、協力をいただける方々等の実態等というものを、ある程度ご意見を伺って、その後進むべきものであるとうことでございますので、本年度はそういう形で地域の皆さん方の意向、あるいは体制等について伺いたいということにしておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

15番（稲村 功君） 学童保育一般にそういう努力をしていただきたい。しかも、早急にしていただきたいわけではありますが、もう1点、先ほどあった、最も安全だと思われる学校での、言葉はちょっと私、表現がわかりませんが、居残りですね。やはりこれは、放課後から迎えに来る時間までのこの時間帯、ボランティアの方だとか父兄の方だとか一緒になって探求することが必要だと私は思います。その場合に、学校の管理を担当する教育委員会です

が、まず教育委員会と一体となってその方法を探る必要があるのではないかと。そういう点でひとつ、その場合の学校開放というか、学校に父兄なりボランティアの方が児童を預かる時間帯の使用をお願いしたいわけですが、その点の可能性について、今どういうふうに教育委員会は思っておられますか。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔「これは大事な問題だぞ、実際」の声あり〕

教育長（永口義時君） 学校管理上の問題が始終生じてまいるというふうに思っております。一時期私も学校管理者である校長と校長会等でいろんな話を交わした場合がありますが、その次元では、学校管理としてはなかなか難しいというような管理者側の意見であります。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

15番（稲村 功君） 学校に責任を負わせるのではなくて、児童を安全に守るということのためにボランティアなり父兄の方々が協力できるということになれば、そこはやっぱり学校管理者としても身を開いてもらうのが一番いいのではないかと。自分の学校の児童ですからね。それを安全のために一緒になって検討するということが必要ではないかというふうに思うのですが。しかも、学校の先生方に負担にならないように配慮しながら いや、それは絶対……。何を笑っているのか。そこが大事なんだ。それは、もしあなた方が不可能だと思えば、他の経験のあるところとまた協議したらどうですか。やっぱり前向きになって検討することが私は必要だと思う。

議長（梅澤益美君） 答弁要るのですか。

15番（稲村 功君） 要りません。

〔「要望だろう」の声あり〕

15番（稲村 功君） いや、検討すべきだと思うが、その考えは全くないかどうか。そこをはっきりしてください。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

教育長（永口義時君） 先ほども町民ふくし課長も答弁しておりますが、学校以外でもそういった施設がないかという検討もあわせてやっていただいておりますから、例えば自治公民館あたり、そういったものを活用しながらもやれることがあるのではないかと

ということで、今後、また関係課と一緒に詰めていきたいというふうに思っております。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

15番（稲村 功君） 押し問答になりますけれども、それは大事なことなのです。今、おっしゃったことね。しかし、当面学校が一番手っ取り早いということになれば、学校側も一応それを検討されてみてはどうですか。これは、教育の不当な支配の部類には私はならないとは思いますが、教育の不当な支配をしてはならないものとして私は自覚を持っておりませんが、学校側と十分な協議が必要だと思っておりますが、どうでしょうか。これが教育の不当な支配になりますか。

議長（梅澤益美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

町長（魚津龍一君） 先ほどの答弁で教育委員会の事務局長が、学校に18時までいられるようにできないかというご質問に、管理面から考えたときに、学校施設の管理や居残り児童に対する責任の所在のあり方、スクールバスで登下校しておる児童との対応をどうするのか。また、運営面から考えたときに、ボランティアによる対応について、その確保や事故の責任の所在など、問題点も多くあることから、検討が必要であると答えているんですね。「検討が必要である」と答えているんですよ。私の答えです。

議長（梅澤益美君） ただいまの答弁でよろしいですか。

稲村功君。

15番（稲村 功君） 十分にご検討をお願いいたします。

あと、延長保育は大体そのようになされておられて、努力されておられるということがはっきりわかりました。引き続き延長保育を求める声が多くなれば、順次枠を拡大していただきたいと思います。これは要望としておきます。

あと、自立支援法であります。当町は非常に努力されていて、自立支援法が施行されてからでも大きな負担になっていないと、そのようなご答弁でありました。私も二十数名、あるいは三十名の方々といちいち会っておりませんからわかりませんが、これからはいろいろと当該者たちの話を聞きながら質問させていただきたいと思いますが、自立支援法によって弱者が泣きを見ないように一層努力をされることを希望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（梅澤益美君） 以上をもって町政に対する一般質問を終結いたします。

議案の委員会付託

議長（梅澤益美君） お諮りいたします。

上程されております、議案第 31 号 平成 18 年度朝日町一般会計補正予算（第 2 号）から議案第 43 号 地方自治法第 179 条による専決処分の件専決第 11 号 平成 18 年度朝日町一般会計補正予算（第 1 号）までの 13 議案は、これを朝日町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（梅澤益美君） ご異議なしと認めます。

よって、上程されております議案第 31 号から議案第 43 号までの 13 議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

請願・陳情の委員会付託

議長（梅澤益美君） 次に、請願・陳情を議題といたします。

今期定例会までに受理いたしました請願・陳情は、次のとおりであります。

請願 1 件。

教育基本法の拙速な改正ではなく、国民的な議論を求める意見書採択の請願書。請願者富山県教職員組合、執行委員長、大坪剛、ほか 1 団体。紹介議員脇四計夫議員、稲村功議員。所管総務教育委員会。

陳情 1 件。

富山県の最低賃金を、安心してくらせる水準に上げるための陳情。陳情者富山県労働組合総連合、議長、米谷寛治。所管産業経済委員会。

以上であります。

この際、請願について、紹介議員から説明を求めます。

教育基本法の拙速な改定ではなく、国民的な議論を求める意見書採択の請願について、稲村功君。

〔 15 番稲村 功君登壇 〕

15 番（稲村 功君） お手元に配られております、教育基本法の拙速な改定ではなく、国民的な議論を求める意見書採択の請願書の請願の趣旨と請願の項目を読み上げまして、提案

理由に変えさせていただきます。

県政発展のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

私たちは、教育基本法の理念のもと、子どもたちの個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間を育てることを目的に日々の教育活動を展開してきました。

今、子どもたちに関わる多くの課題が社会問題化し、それを理由に教育基本法を早期に改正しようと国会の場で審議がすすめられています。

しかし、NHK調査(2006年3月)によると、教育基本法を改正すべきだとするひとでも76%が「今の国会での成立にこだわらず、時間をかけて議論すべきだ」と、早急に結論を出すのではなく、十分な議論が必要であると答えています。

困難に直面する教育の再生には、教育の諸課題を点検し、実態にあわせて改善策を考えていく地道な作業が必要です。その際には、現行の教育基本法の理念や内容を生かした教育施策が行われてきたかの検証が必要です。

したがって、拙速に教育基本法を改正するのではなく、国民に開かれた論議の中で時間をかけて審議することが強く要望されます。

つきましては、地方自治法99条にもとづき、標記の意見書を採択していただけるようお願いします。

請願の項目。

一、教育基本法の拙速な改定ではなく、国民的な議論を求める意見書を採択し、関係機関に送付されること。

以上であります。

よろしくご審議の上、賛同賜りますようお願いいたします。

議長(梅澤益美君) どうもご苦労さまでした。

請願1件、陳情1件は、所管の委員会に付託します。

以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

次会の日程

議長(梅澤益美君) 次に、次会の日程を申し上げます。

26日は産業経済委員会、27日は総務教育委員会、福祉厚生委員会、28日は議案調査日とし、29日は本会議を再開いたします。

この後3時15分より、全員協議会室におきまして、議員協議会を開催いたしますので、お

集まり下さい。

散会の宣告

議長（梅澤益美君） 本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後3時06分）